

さいき903エコプラン

第2次

佐伯市環境基本計画

(素案)

平成 年 月

は じ め に

目 次

はじめに

第 1 部 環境基本計画とは（基本的事項）	1
第 1 章 計画策定の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の基本的な考え方	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の対象範囲と対象地域	3
6 計画の構成	4
第 2 部 基本構想	5
第 1 章 望ましい環境像	5
第 2 章 基本目標	5
1 優れた自然を守り、育み、活かすまち	5
2 ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち	6
3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち	6
4 将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち	6
5 環境づくりにみんなで参加するまち	6
第 3 章 基本方針	7
1 市民、事業者、行政の協働による環境保全の推進	7
2 行政の率先垂範による環境保全施策の展開	7
3 環境行政の連携強化及び環境保全・創造に関する技術、情報の蓄積	7
第 4 章 基本的施策	8
第 3 部 基本計画	9
第 1 章 施策の展開	9
基本目標 1 優れた自然を守り、育み、活かすまち	11
基本的施策（1） 海・山・川を守り、育み、活かす	11
基本的施策（2） 多様な動植物の生息・生育空間を守り、育む	16
基本目標 2 ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち	20
基本的施策（1） 公害のない住みよいまちをつくる	20
基本的施策（2） ものを大切にし、持続可能なまちをつくる	25

基本目標 3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち	31
基本的施策（1）美しく快適なまちをつくる	31
基本的施策（2）歴史や文化を大切にする	39
基本目標 4 将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち	42
基本的施策（1）省資源や省エネをすすめる、地球温暖化をふせぐ	42
基本的施策（2）地球にやさしい取組をすすめる	48
基本目標 5 環境づくりにみんなで参加するまち	51
基本的施策（1）環境教育・環境学習をすすめる	51
基本的施策（2）みんなで協力して行動する	55
第2章 重点施策	60
1 3Rの協働による推進	60
（1）ごみ処理の現状と課題	60
（2）3Rの推進	60
（3）3Rの協働による推進のスケジュール	61
2 健全な森づくりに向けた取組	62
（1）私たちの生活を支える森林	62
（2）森林の現状と課題	62
（3）健全な森づくりの基本的方向	64
（4）行動指針の内容	64
（5）行動の推進に向けた取組体制	68
3 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの推進	69
（1）祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク	69
（2）3つの機能と地域	70
（3）取組の方向性	71
4 「日本一の花のあるまちづくり」に向けた取組	73
（1）花のあるまちの現状と課題	73
（2）各地域の特色を活かした花のあるまちの推進	73
5 地球温暖化防止に向けた取組	77
（1）地球温暖化の現状と課題	77
（2）低炭素型の地域づくり	77
第4部 市民、事業者、行政の行動方針	81
第1章 日常生活、日常業務における環境配慮	81
1 市民	82
（1）家での環境配慮	82
（2）出かけるときにできる環境配慮	85

(3) 市民団体等の環境配慮	86
2 事業者	87
(1) 基本的な環境配慮事項	87
(2) 環境マネジメントシステム (ISO14001、エコエリア 21 等)	89
3 行政	90
(1) 基本的な環境配慮事項	90
(2) 第3期佐伯市地球温暖化対策実行計画	90
第2章 開発事業に係る環境配慮	91
環境アセスメント	91
 第5部 計画の総合的推進	 92
1 計画の推進体制と役割	92
(1) 計画の推進体制	92
(2) 計画の主体の役割	93
2 進行管理のしくみ	94
環境マネジメントシステムによる管理	94

資料編

1 計画改定の経緯	(1)
2 用語の解説	(3)

第 1 章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本市は、歴史や文化の薫る城山とその周辺地域、ユネスコエコパーク*に登録された緑豊かな山野を抱える祖母傾国定公園、清らかな番匠川、恵み多き豊後水道をはじめとして美しく豊かな自然に恵まれています。この豊かな環境を次の世代へ引き継ぎ、自然と共生した快適なまちづくりを行うため、平成 20 年 3 月に「さいき 9 0 3 エコプラン」（佐伯市環境基本計画）を策定し、市民、事業者、行政が一体となって環境施策の推進を図ってきました。また、環境の現状や本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況等をまとめた、「さいき 9 0 3 エコレポート（佐伯市環境白書）」を市の公式ホームページにより広く公表しています。

このような中、県は、平成 27 年 10 月に「大分県長期総合計画」を策定し、環境保全と経済発展の両立を実現できる「持続可能な地域社会」を構築するため、平成 28 年 3 月に「第 3 次大分県環境基本計画」を策定しています。本市においても、市の基本施策を定めた、「第 2 次佐伯市総合計画」の策定を平成 29 年度に予定しています。東日本大震災を契機とした、エネルギー政策の転換や、地球温暖化対策など、環境を取り巻く情勢や市民の意識の変化を踏まえ、引き続き、次の 10 年に向けた「佐伯市環境基本計画」を策定します。

2 計画策定の基本的な考え方

第 2 部の基本構想に掲げている、望ましい環境像及び基本目標は、策定前の計画のとおりとします。

本計画の策定にあたり、「第 2 次佐伯市総合計画」及び「第 3 次大分県環境基本計画」に対応するよう、施策の見直しを行います。また、施策の見直しに伴い、数値目標を新たに設定するとともに、現状に見合った数値設定を行います。

文中に使用している専門用語で*印を付けているものは、巻末の資料編に用語の解説を添付しています。

第1部 環境基本計画とは（基本的事項）

第1部

第2部

第3部

第4部

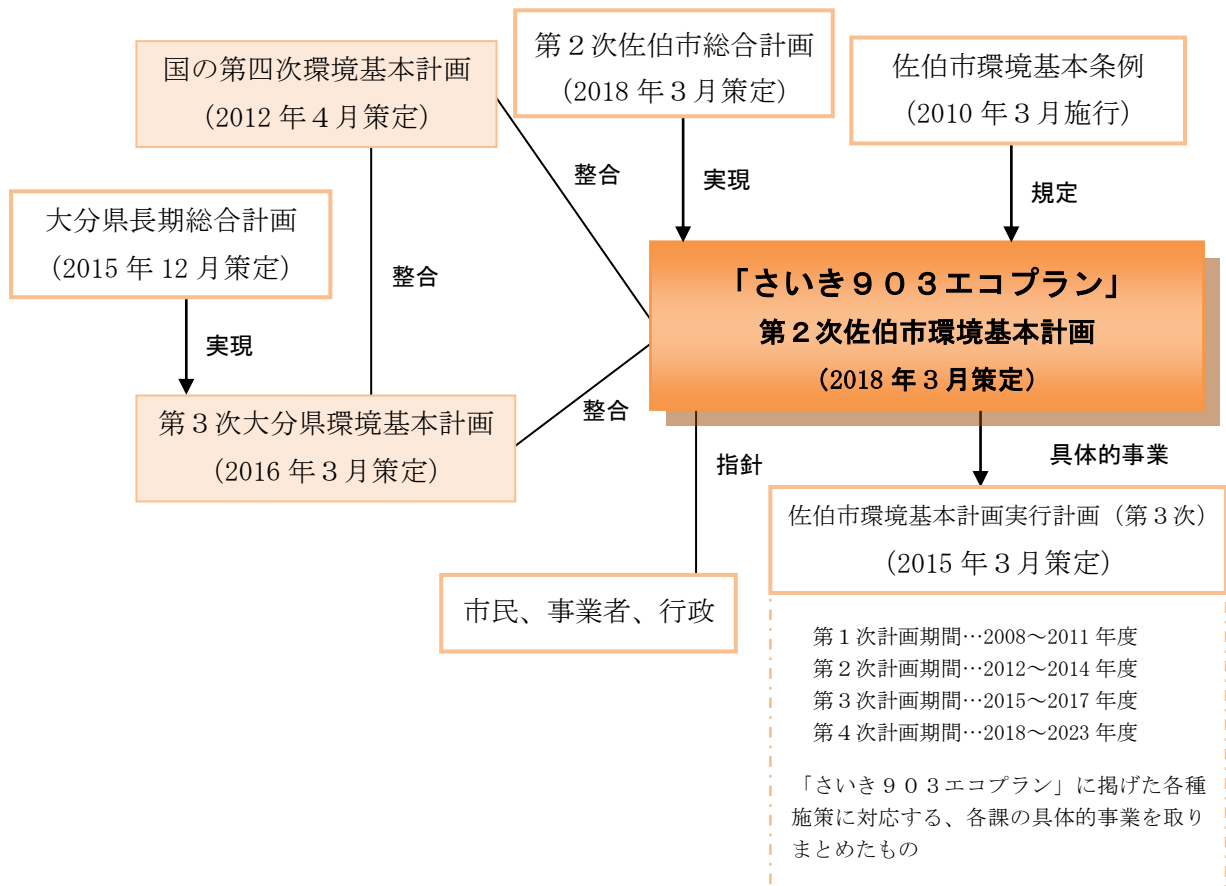
第5部

資料編

3 計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画を踏まえながら、「佐伯市環境基本条例第8条」に基づき、環境の保全、創造に関する施策を中・長期的な観点から総合的、体系的に推進していくための基本的方向を定めたものです。また、「第2次佐伯市総合計画」を環境面から実現するための計画であり、その他の個別事業計画等との調整を図りながら、市民、事業者、行政が一体となり、環境の保全に取り組む上での指針を示すものです。

■ 第2次佐伯市環境基本計画の位置づけ



第 1 部 環境基本計画とは（基本的事項）

4 計画の期間

本計画の期間は平成 30 年度から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とし、5 年ごとに計画の見直しを行います。ただし、国内外の環境問題、環境施策や社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

5 計画の対象範囲と対象地域

本計画の対象地域は本市全域とし、対象とする環境の範囲は、次に挙げる「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」の 4 分野とします。

なお、対象地域を越えた対応が必要な場合は、広域的に対応します。

■ 対象とする環境

自然環境…地形、気象、河川、湖沼、海域、植物、動物、森林、
ユネスコエコパーク等

生活環境…大気、水質、悪臭、騒音、振動、土壌、廃棄物、PM2.5*、
バイオマス*等

快適環境…公園緑地、身近な水辺、文化財、景観、花のあるまち等

地球環境…地球温暖化、オゾン層*、破壊、酸性雨、再生可能エネルギー
等

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

資
料
編

第1部 環境基本計画とは（基本的事項）

第1部

第2部

第3部

第4部

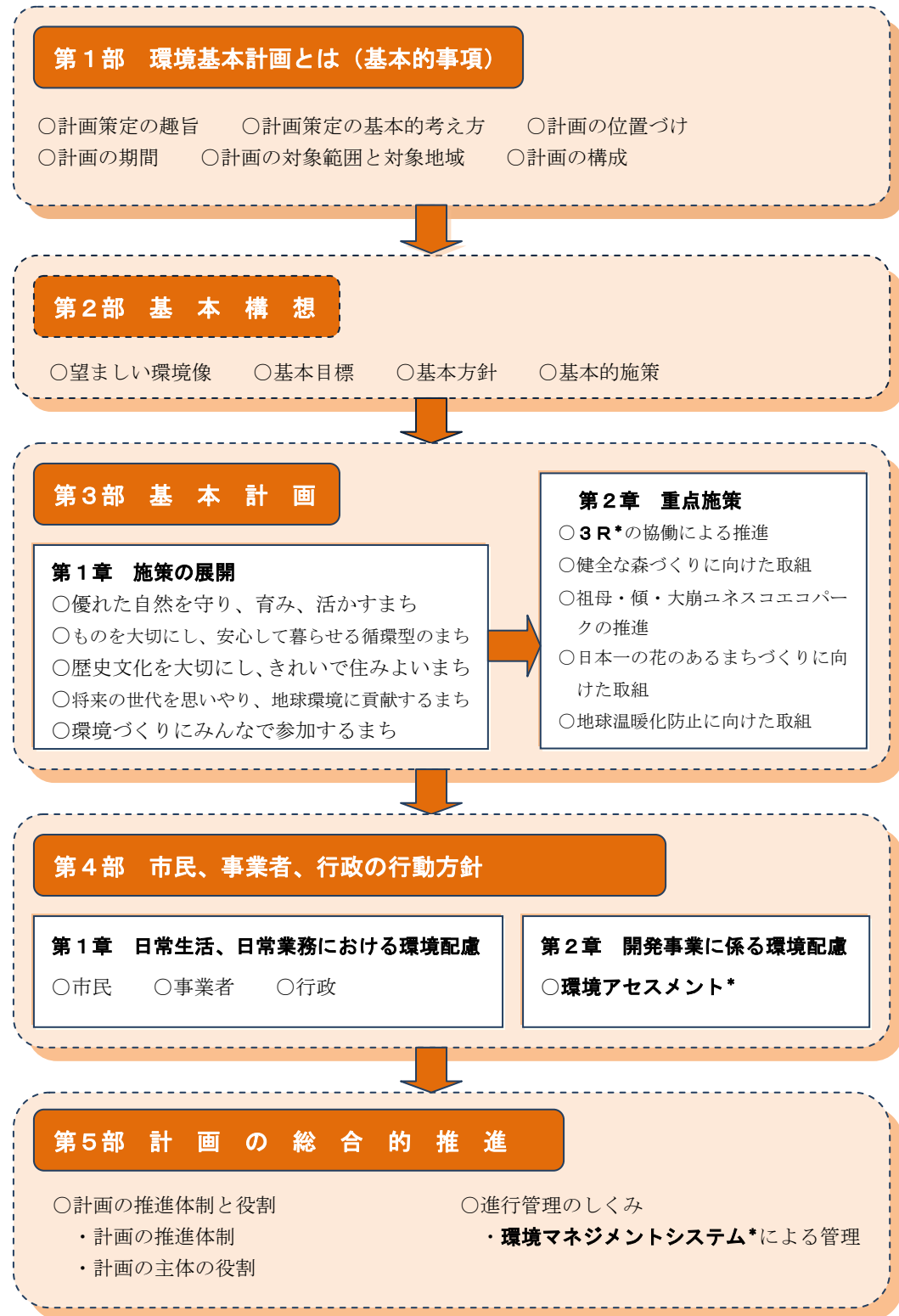
第5部

資料編

6 計画の構成

本計画は、以下に示す5つの部から構成されています。

■ 計画の構成



第2部 基本構想

第1章 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市における環境問題を踏まえた上で、今後どのような環境を目指し、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを進めて行くかを表した長期的な目標です。

本計画では、引き続きこれまでの「佐伯市環境基本計画」の望ましい環境像を継承し、各種環境施策を推進していきます。

◆ 望ましい環境像 ◆

人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯

第2章 基本目標

望ましい環境像への到達を図るため、環境を大きく5つの分野に分け、それぞれに基本目標を設定します。第3部における各種施策の展開により、それぞれの目標の達成が図られるものです。

自然環境分野

優れた自然を守り、育み、活かすまち

本市は、ユネスコエコパークに登録された祖母傾国定公園及び番匠川水系をはじめ、リアス海岸に代表される豊かな海と、森林資源に恵まれた地域です。今後も、多様な動植物の生息・生育環境を保全し、育むとともに、豊かな自然の恵みを活かしたまちづくりを推進します。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第2部 基本構想

第1部

生活環境分野

ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち

安心できる生活環境を維持し、持続可能な社会をつくるために、大気、水質、土壌等の環境汚染を防止するとともに、廃棄物の発生抑制や3Rの推進等、日常生活や事業活動を見直し、環境への負荷の少ない**循環型社会***の実現に努めます。

第2部

快適環境分野

歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち

本市は歴史文化のおもむきを残す城山周辺をはじめ、海から山に至るまで多様な環境資源を有しており、これらの資源を保全、活用するとともに、公園緑地や親水空間等、身近な快適空間の保全、創造に努め、きれいで住みよいまちを目指します。

第3部

第4部

地球環境分野

将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち

市民一人一人が身近にできる地球環境問題への取組として、省資源、省エネルギー行動などを推進します。また、**温室効果ガス***排出量の抑制のため、森林の整備や環境にやさしいエコエネルギーの導入等、将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまちを目指します。

第5部

資料編

環境学習・3者 (市民、事業者、行政) 協働分野

環境づくりにみんなで参加するまち

環境を守り活かす地域づくりを推進するため、学校や地域における環境教育・環境学習を推進します。また、市民、事業者、行政が緊密な協力・連携のもとに、日常生活や事業活動を通して、自主的かつ積極的な環境づくりを推進するまちを目指します。

第3章 基本方針

5つの基本目標に向かって、特に留意すべきものとして3つの基本方針を掲げ、各施策を展開していきます。

◆ 3つの基本方針 ◆

- 1 市民、事業者、行政の協働による環境保全の推進
- 2 行政の率先垂範による環境保全施策の展開
- 3 環境行政の連携強化及び環境保全・創造に関する技術、情報の蓄積

1 市民、事業者、行政の協働による環境保全の推進

私たちの日常生活や事業活動の在り方を省みることが、環境への負荷の低減につながっていきます。そこで、市民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、参加・協力して環境保全の推進に努めます。

2 行政の率先垂範による環境保全施策の展開

本計画では、環境保全に対する本市の基本的な考え方や施策の基本方向を明らかにしています。その内容について、広く市民や事業者理解してもらうために、行政が率先垂範して環境保全活動を実行し、効率的に環境保全施策の展開が図られるように努めます。

3 環境行政の連携強化及び環境保全・創造に関する技術、情報の蓄積

本計画は、対象とする環境や地域が広範囲に及ぶため、庁内の関係部署をはじめ、国、県、近隣自治体の関係機関等との連携強化に努めるとともに、環境保全・創造に関する技術、情報の蓄積を図ります。

第2部 基本構想

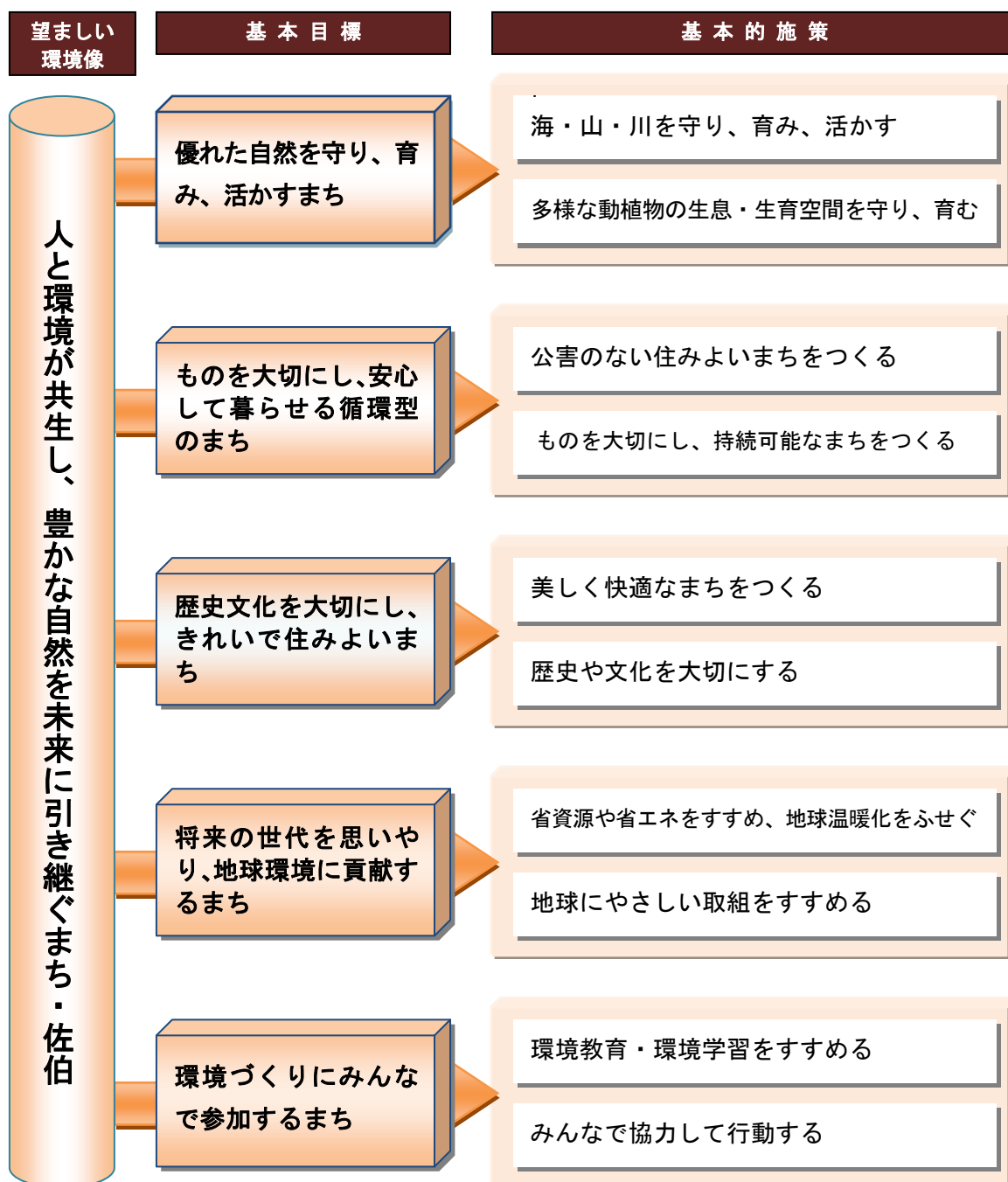
第1部

第4章 基本的施策

基本目標を実現していくための基本的施策の体系は次のとおりです。

第2部

◆ 基本的施策の体系 ◆



第3部

第4部

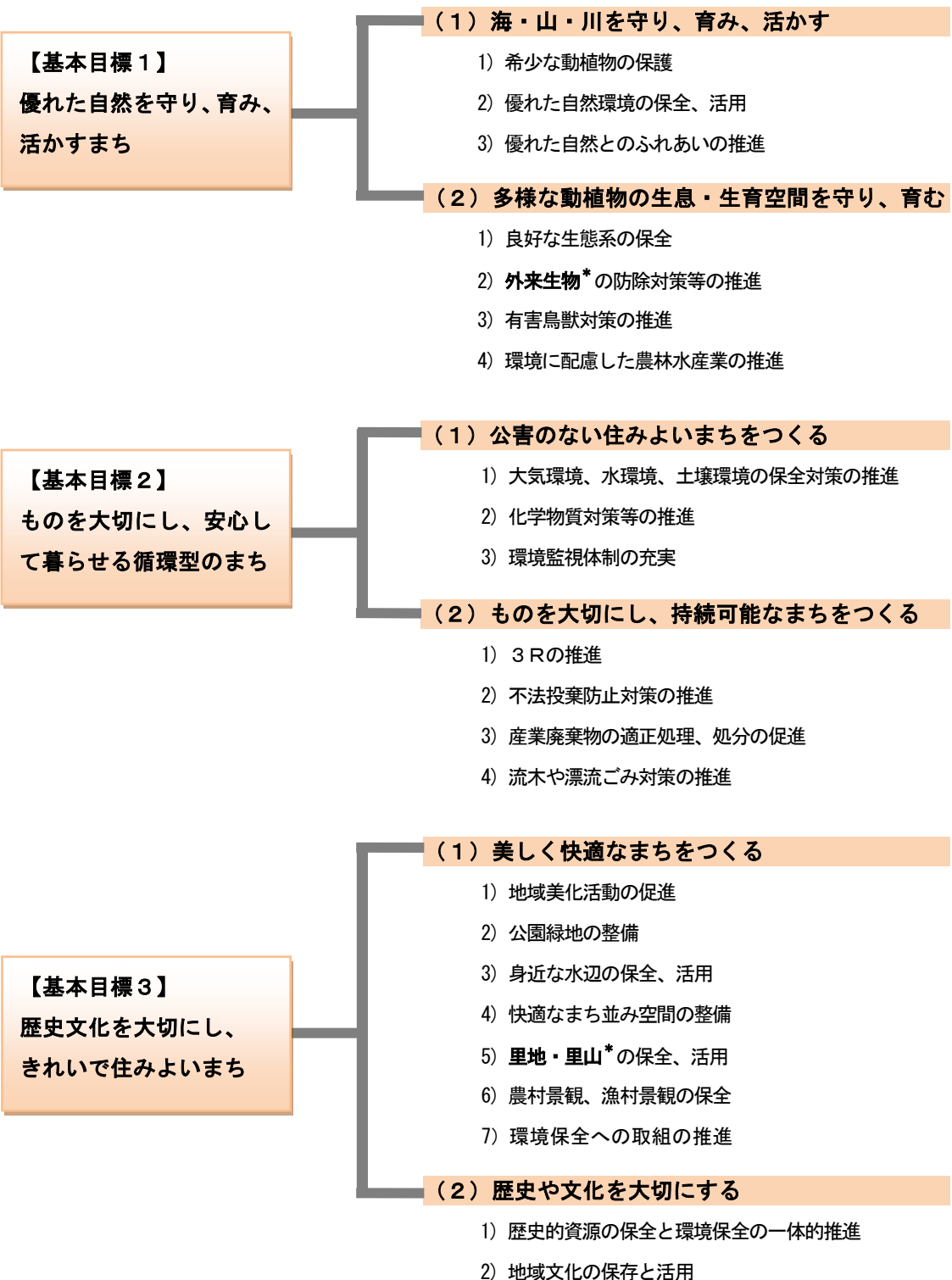
第5部

資料編

第3部 基本計画

第1章 施策の展開

◆ 施策の体系



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

【基本目標4】
将来の世代を思いやり、
地球環境に貢献するまち

(1) 省資源や省エネをすすめ、地球温暖化をふせぐ

- 1) 省エネルギー対策の推進
- 2) エコエネルギー活用の推進

(2) 地球にやさしい取組をすすめる

- 1) 森林の保全、再生による二酸化炭素吸収源の確保
- 2) フロン*対策の推進
- 3) 酸性雨対策の推進
- 4) PM2.5 対策の推進

【基本目標5】
環境づくりにみんなで
参加するまち

(1) 環境教育・環境学習をすすめる

- 1) 環境情報の収集、提供と活用
- 2) 学校における環境教育・環境学習の推進
- 3) 地域における環境教育・環境学習の推進
- 4) 地産・地消の推進

(2) みんなで協力して行動する

- 1) 環境NPO*、市民団体の育成
- 2) 市民による環境保全行動の促進
- 3) 事業者の環境保全行動の促進
- 4) コミュニティ政策と地球環境保全対策の一体的推進

重点施策1

3Rの協
働による
推進

重点施策2

健全な森
づくりに
向けた取
組

重点施策3

祖母・傾・
大崩ユネ
スコエコ
パークの
推進

重点施策4

「日本一
の花のあ
るまちづ
くり」に向
けた取組

重点施策5

地球温暖
化防止に
向けた取
組

第3部 基本計画

基本目標1 優れた自然を守り、育み、活かすまち

本市は、ユネスコエコパークに登録された祖母傾国定公園及び番匠川水系をはじめ、リアス海岸に代表される豊かな海と、森林資源に恵まれた地域です。今後も、多様な動植物の生息・生育環境を保全し、育むとともに、豊かな自然の恵みを活かしたまちづくりを推進します。

基本的施策（1） 海・山・川を守り、育み、活かす

（1）現状と課題

1) 優れた植生及び希少な野生動植物

本市の森林の約41%を占める自然林には、「傾山、夏木山、桑原山などの傾山系ブナ林、モミ・ツガ林」、「傾山系の山頂部の岩場のヒメコマツ、ツクシシャクナゲ林」、「山の尾根、岩角地上のオンツツジを伴うアカマツ林」、「番匠川流域、北川上流の沈水・抽水植物」、「海岸、島のウバメガシ林、アコウ林」などが分布し、これらの自然林は希少な動植物の生息・生育環境となっており、本市の優れた自然環境を形成しています。

県内の絶滅のおそれのある野生生物を記した、**レッドデータブックおおいた2011***によると、希少な動物として、「クマタカ（弥生地区等、絶滅危惧ⅠB類）」や「キノボリトタテグモ（市内各所、絶滅危惧ⅠA類）」等貴重な動物の分布情報が数多くあり、旧市町村誌などにも、傾山一帯におけるニホンカモシカや海岸のアカウミガメの産卵場など特徴的な動物の記録があります。

また、希少な植物として、「リュウビンタイ（豊後水道域、絶滅危惧ⅠA類）」や「ナゴラン（宇目地区等、絶滅危惧ⅠA類）」等数多くの希少種が分布しています。

これらの動植物は本市域全体を対象にした自然環境調査等の結果を踏まえ、保全・活用方針を検討していく必要があります。

2) 法指定

祖母傾国定公園、日豊海岸国定公園、豊後水道県立自然公園、祖母傾県立自然公園の特別地域、国有林、保安林及び鳥獣保護区等の地域指定が行われています。これらの地域では、良好な自然環境が保全、活用されています。

しかし、佐伯地区や番匠川中下流域等では保護対象のエリアは限られており、市街地に残された貴重な自然林である城山、特殊な動植物の生息・生育環境である本

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

匠地区の小半鍾乳洞周辺の石灰岩地帯等の保全措置を検討する必要があります。

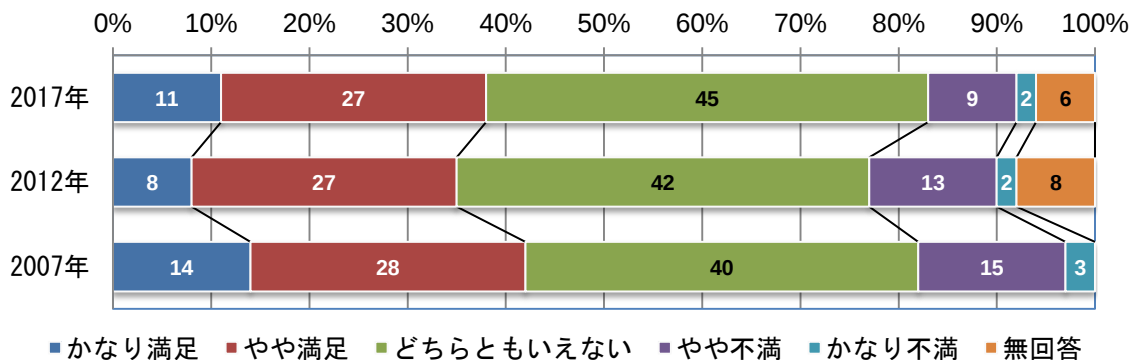
本市では、環境省登録の巨樹・巨木のほかに、弥生地区の八坂神社の森等の貴重な森林や昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木が県の天然記念物や特別保護樹林、特別保護樹木に指定され、その保護保全を図っています。これらの巨樹や保護樹は、老齢木が大半で、台風による損壊、病虫害の発生による枯損や衰弱が懸念されます。また、各地区にはこれ以外にも巨樹や保護が求められる樹林地が分布していると思われ、行政や地域参加による保存すべき樹木・樹林の再点検や管理台帳の整備等が必要と思われます。

3) 自然とのふれあい

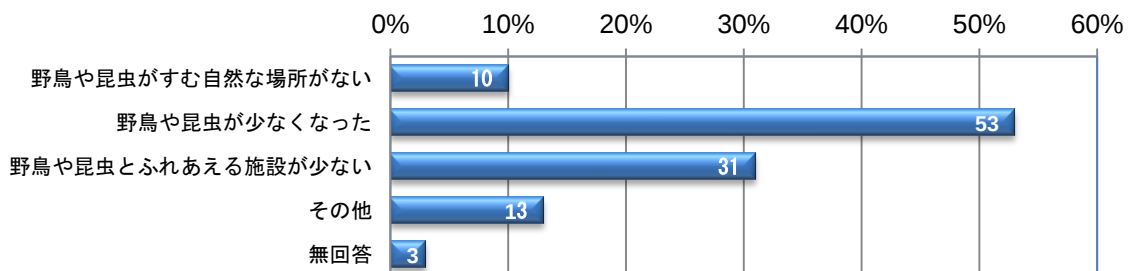
市民アンケート調査で、「野鳥や昆虫とのふれあい」について満足度を聞いたところ、全体では満足度が高いようです。しかし、「どちらともいえない」と回答した割合も45%と高く、今後、不満の原因の約半数を占める「**野鳥や昆虫が少なくなった**」事に対する取組が必要となってきます。

また、本市には数多くの「自然とのふれあいの場」が存在します。このような場所をアピールするため、相互の情報交換、食や観光を活用した体験交流事業の推進等が必要です。

■ 野鳥や昆虫とのふれあいについての満足度



■ 不満の原因（やや不満、かなり不満と回答した人）



第3部 基本計画

(2) 施策の概要

1) 希少な動植物の保護

①公共事業等における動植物への配慮

- 公共事業の実施にあたっては、**生態系***に配慮した整備に努めます。(例. 自然環境に配慮した河川や水路等の護岸整備、動植物に配慮した道路整備、自然性の高い植生の保護、排ガス対策型建設機械の使用等)
- 本市には希少な動植物が多く生息・生育していることから、開発事業を行う場合は、事前に調査を行い、生態系の保全に配慮するとともに、生物の生息・生育空間の確保や維持に努めます。

2) 優れた自然環境の保全、活用

①乱開発の防止指導

- 優れた自然環境を保全、活用するため、「森林法」等により乱開発の防止等について県と連携し必要な指導を検討します。

②保安林、自然公園等の指定拡大や見直し要請

- 優れた自然環境について保全、活用を進めるため、必要に応じ保安林や**自然公園**
*区域の指定拡大及び指定種類の見直し等について県に要請します。また、県等と連携し、「自然公園法」や「自然公園条例」に基づく自然公園区域の保護に努めます。

③地域に親しまれている巨樹や樹林の保護

- 県等と連携し、巨樹・巨木のほかに地域に親しまれてきた特別保護樹木や保護樹林の保護に努めるとともに、必要に応じて保護すべき樹木、樹林等を再点検し、必要な措置を検討します。

④「佐伯市森林整備計画」に基づいた森林整備

- 「佐伯市森林整備計画」に基づき、関係機関と連携して災害の防止、**水源涵養***等、公益性の高い多様な機能を有する森林整備に努めます。

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

資
料
編

第3部 基本計画

第1部

⑤豊かな森づくりに向けた取組

- 山林の地形的条件やアクセス条件等を考慮した上で、これまで人工林として管理してきた河川沿いや尾根部等においては広葉樹林化を図り、地形が緩やかで樹木の成長が早い谷部等においては従来の人工林の造成を図ること等により、多面的機能が低い豊かな森づくりを推進します。

第2部

⑥イベント等を活用した森林保全

- 山、川、海の保全を目的に、森林ボランティア活動等の体験型のイベントを活用し、森林の保全に取り組みます。

第3部

⑦水辺の保全、活用の推進

- 河川や海岸、浜辺等の整備に際しては、県と連携して、人と川とがふれあうことが可能な**親水***空間づくりや、生物の生息空間の保全等に努めます。
- 河川や海岸において、地域住民や体験交流の憩いの場となる空間づくり等に努めます。

第4部

⑧豊かな海づくりに向けた取組

- 豊かな海を次の世代に残すため、多様な生物の生息・生育地として重要な**藻場***、磯、砂浜などの保全に努めます。
- 豊かな森をつくることは、豊かな海をつくることにつながります。植樹活動や森林整備など、豊かな海づくりの観点から、豊かな森づくりに向けた取組を推進します。

第5部

資料編

⑨条例に基づいた、清流保全のための活動支援

- 番匠川をはじめとする、本市を流れる清流を次の世代へ継承するための保全の方針を定めた、「佐伯市清流保全条例」に基づく、清流保全のための活動を支援します。

⑩河川愛護の取組

- 河川愛護デーを通じて河川及びその周辺の美化に努め、川を守り、水辺に親しむ機運を醸成します。

第3部 基本計画

3) 優れた自然とのふれあいの推進

①ふれあいの機会の充実、人材の育成

- 本市に存在する多様な環境資源を活用し、自然観察や農林水産業の体験学習等、自然とのふれあいの機会の充実を図るとともに、指導的役割を果たす人材の育成に努めます。

②推進団体等の活動支援

- 市民と行政の協働を推進していくなかで、環境資源を活用した自然とのふれあい等、体験交流事業の推進に取り組んでいる団体やボランティアの活動を支援します。

③歩道や駐車場、トイレ等の整備

- 優れた自然環境とのふれあいを推進するためには、体験学習や自然観察等に資する利便施設の充実が望まれます。そこで、地域の自然環境の状況や利用状況等を踏まえ、歩道や駐車場、トイレ等の整備に努めます。

(3) 進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
野鳥や昆虫とのふれあいについての満足度	38%	2017 年度	60%以上	2027 年度	2017年度の市民アンケート調査結果をもとに設定 (かなり満足+やや満足の割合)
環境保全活動の参加率	13%	2017 年度	24%以上	2027 年度	2017年度の市民アンケート調査結果をもとに設定

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

基本的施策（2） 多様な動植物の生息・生育空間を守り、育む

（1）現状と課題

本市は、リアス海岸及び島しょ*で構成される豊後水道域、番匠川流域と豊後水道に面した山地による豊後水道後背地域、傾山とその溪谷、日向灘に注ぐ北川の溪谷と山岳による北川上流域、四浦半島から宇目地区にかけて点在する石灰岩地域等の自然環境を有しています。

これら地域特有の地形・地質や多様な生態系が成立しており、クマタカ等の生態系の上位種、レッドデータブックおおいた 2011 等に記載された希少種、オオイタサンショウウオ等の本市の自然環境を代表する典型種、洞穴性のコウモリや温暖な海域が不可欠な蒲江のサンゴ類等の良好な動植物の生育・生息環境となっています。

一方で本市の多様な生態系は、森林の伐採、水質の汚濁、道路等の開発、河川改修、水路や圃場の整備、海岸の埋め立て、再植林や耕作の放棄、シカやイノシシ等の鳥獣害、外来種との競争等の影響を受けており、生物の生息・生育地の保護と管理、外来生物の防除、環境に配慮した事業、環境教育の推進等が必要と思われます。

写真添付

写真添付

写真添付

第3部 基本計画

(2) 施策の概要

1) 良好な生態系の保全

①生態系保全事業（磯焼け対策等）の推進

- 海岸、河川、その他多様な生物の生息・生育地等において、磯焼け対策事業等を通じて対策の知見を深めるとともに、この知見を活用し藻場の再生等を目的とした事業を推進します。

②本市全域の自然環境調査の結果を踏まえた保全事業の検討

- 野生動物の行動域や繁殖地、渡り鳥の飛来地、自然植生の分布地等については、本市全域の自然環境調査等の結果（市の公式ホームページにて公表）を踏まえ、学識経験者等と連携して保全に努めます。

2) 外来生物の防除対策等の推進

①啓発の推進

- 外来生物による本市の在来の生物や生態系への影響の防止を図るため、外来生物やペットによる地域固有の生物への影響等について、パンフレットや市の公式ホームページ等を通じた啓発を推進します。

②監視体制の検討

- 外来生物の不法な放置等の監視に際して、外来生物の放棄のみを目的とした監視は非効率であるため、廃棄物の不法投棄の監視等を兼ねた監視体制を検討します。

③調査や駆除対策の推進

- 「外来生物法」に基づき、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす外来生物等に関する調査や駆除対策について、関係機関と連携しながら推進します。

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

資
料
編

第3部 基本計画

第1部

3) 有害鳥獣対策の推進

①被害状況と傾向の調査

- シカ、イノシシ、サル等の被害状況についての実態把握は困難であるが、地域の被害報告を基に鳥獣ごとの被害傾向を把握します。

第2部

②シカ等の適正な頭数管理

- 有害鳥獣の被害実態の把握結果等を踏まえて猟友会と連携し、シカ等の効率的かつ効果的な捕獲を継続して行い、適正な頭数管理を目指します。

第3部

4) 環境に配慮した農林水産業の推進

①環境保全型農業*の普及・啓発

- JA等を通じ、近年の消費者の安全・健康志向の高まりに応えるとともに、土壌汚染等を防止して生物の生息・生育環境を保全するため、有機栽培や低農薬栽培等の環境保全型農業について普及・啓発に努めます。

第4部

②エコファーマー*認定に係る啓発

- 環境保全型農業の推進者であるエコファーマー認定者を増やすための啓発に努めます。

第5部

③環境に配慮した漁場環境の推進

- 本市の海に生きる多様な動植物の生息・育成環境を守り、豊かな海を育むために、増殖場の整備や藻場保全活動・漁場クリーンアップ事業・二枚貝養殖等の推進に努めます。

資料編

④環境に配慮した農村整備の推進

- 水路や圃場、農道等の農村整備事業の実施に際し、環境保全効果を最大限に高めることができる工法を積極的に導入するとともに、経済性にも十分考慮しながら事業の推進に努めます。
- 農村整備事業の実施に際し、再生資源を積極的に使用することで、自然改変の低減を図り、また、低騒音・低振動の排ガス対策型機械を使用することで、地域の環境保全に努めます。

第3部 基本計画

⑤公共事業等における生態系への配慮

- 圃場整備や農道整備等の公共事業において、生態系に配慮した整備に努めます。
(例. 自然環境に配慮した河川や水路等の護岸整備、大型哺乳類に配慮した道路整備、自然性の高い植生の保護、排ガス対策型機械の使用等)
- 本市には希少な動植物が多く生息・生育しているため、農業農村整備事業等の開発事業の実施に際しては、事前調査を十分に実施し、生態系の保全に配慮するとともに、必要に応じ生物の生息・生育空間の確保や維持に努めます。

(3) 進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
藻場の造成数	36.8ha	2016年度	39.2ha	2027年度	(現況値) 本市水産課調べ
シカの生息頭数	約1万5千頭	2015年度	約3千頭	2027年度	(現況値) 本市農林課調べ
エコファーマー 認定者数	49人	2017年度	50人	2027年度	(現況値) 本市農林課調べ

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

基本目標2 ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち

安心できる生活環境を維持し、持続可能な社会をつくるために、大気、水質、土壌等の環境汚染を防止するとともに、廃棄物の発生抑制や3Rの推進等、日常生活や事業活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に努めます。

第2部

基本的施策（1） 公害のない住みよいまちをつくる

第3部

（1）現状と課題

1）大気環境

本市の大気の状態については、市内2か所（大入島石間、県南部振興局）で観測しており、二酸化硫黄、二酸化窒素、**浮遊粒子物質***の測定項目全てにおいて**環境基準***を達成しています。近年問題となっている**光化学オキシダント***については、本市で基準を超越した事例はありませんが、頻発化、広域化の傾向が強くなっています。また、平成24年4月からは、大気中の空間放射線量を観測するため、県立佐伯豊南高校（旧県立佐伯鶴岡高校）に**モニタリングポスト***が設置され、概ね0.03～0.11マイクロシーベルト/時の範囲で推移しています。

本市の主要道路での交通騒音や一般地域の騒音も、昼間、夜間の大半において、ここ数年ほとんど環境基準を達成しており、本市の大気環境は良好に推移しています。

一方で、工場、事業場、建設作業等の騒音や悪臭による、苦情も発生しており、引き続き適切な改善指導を実施していきます。また、野焼きについては、より一層市民に対して禁止等の指導・啓発に努めていく必要があります。

第4部

第5部

資料編

2）水環境

本市の公共用水域の水質は、佐伯湾、鶴御崎から宮崎県との県境に至る海域や佐伯湾に流入する番匠川水系の河川ではいずれも環境基準を達成している状況です。

環境基準点については、ほぼ横ばいで環境基準を達成しています。現在の本市の水環境は、かつてのような水質汚濁が顕在化した状態は無くなりましたが、今後の推移を見守っていくとともに、湾内に流入する排水や養殖等に伴う環境への負荷の削減に努める必要があります。

また、生活排水処理施設の整備は、「佐伯市生活排水処理施設整備構想」に基づき効率的、効果的に実施しています。

第3部 基本計画

水処理施設や管渠施設の中には建設から30年を経過するものもあるため、その更新には膨大な経費と期間を要することが見込まれることから、重要性や緊急性を踏まえ、計画的な整備を進める必要があります。平成28年度末の汚水処理人口普及率は73.2%（全国平均の普及率は90.4%）です。

■ 汚水処理人口※1、汚水処理人口普及率※2

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
汚水処理人口 (人)	下水道	24,073	25,151	23,973	24,124	24,898
	農業集落排水施設※3	7,773	7,769	7,696	7,539	7,527
	漁業集落排水施設※4	2,504	2,429	2,340	2,240	2,179
	浄化槽※5	19,047	19,504	19,254	19,663	19,226
	計(A)	53,397	53,853	53,263	53,566	53,830
人口(人)(年度末:B)		77,730	76,712	75,674	74,594	73,546
汚水処理人口 普及率	佐伯市(A÷B×100)	68.7%	70.2%	70.4%	71.8%	73.2%
	大分県	70.0%	71.2%	72.3%	73.6%	74.9%
	全国	88.1%	88.9%	89.5%	89.9%	90.4%

※1 汚水処理人口：下水道や浄化槽等を利用できる人の数

※2 汚水処理人口普及率：人口に対する汚水処理人口の割合

※3 農業集落排水施設：農業集落からでるし尿や生活排水を集め汚水を浄化処理する施設

※4 漁業集落排水施設：漁業集落からでるし尿や生活排水を集め汚水を浄化処理する施設

※5 浄化槽：合併処理浄化槽のみの数値で、単独浄化槽は含まない。

3) 土壌・地盤環境

本市では、「土壌汚染法」に基づく指定区域に、1つの区が域指定されています。今後は、県と連携し土壌汚染の除去などの対応に努めていく必要があります。また、地盤沈下については、報告事例はありません。

4) 有害化学物質の監視

猛毒といわれているダイオキシン類については、県が大気、水質、底質及び土壌を対象に毎年調査を行っています。大分県環境白書*の報告結果によると、本市では、それぞれ環境基準を達成しています。今後も県と連携し環境監視・連絡体制の充実を図っていく必要があります。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

(2) 施策の概要

1) 大気環境、水環境、土壌環境の保全対策の推進

①法規制に基づく対策の推進

- 本市のそれぞれの環境は良好で、今後も維持、保全に努めます。また、各法律（「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「水質汚濁防止法」、「土壌汚染対策法」）に基づく規制基準の遵守と対策について、県と連携して監視、指導の充実に努めます。

第2部

②環境に配慮した交通体系の整備

- 地球温暖化防止対策も視野に入れた自動車等の排出ガスの抑制や交通騒音の軽減を推進するため、交差点の改良、生活道路と幹線道路を区分するバイパスの設置、市道の維持管理、多車線化等、交通体系の整備等に努めます。

第3部

③ノーマイカーウィークの導入検討及び公共交通機関の利用推進

- 交通渋滞による自動車等の排出ガスを抑制するため、ノーマイカーウィークの導入について検討するとともに、公共交通機関の利用を推進するための啓発に努めます。

第4部

④省エネ運転の普及・啓発

- 自動車等の排出ガスを抑制するため、アイドリングストップや急発進、急加速を控えるなど、省エネ運転の普及・啓発に努めます。

第5部

⑤低公害車等の率先導入

- 公用車更新にあたり、低排出ガス認定車・燃費基準早期達成車の導入に努めます。

⑥低公害車等の補助制度の検討

- 低公害車の排出ガス削減効果等の普及・啓発を行うとともに、本市独自の低公害車補助金制度の創設等を検討します。

⑦生活公害等に関する指導

- 廃棄物の焼却禁止に関する啓発と指導の強化に努めます。

資料編

第3部 基本計画

第1部

- 近隣騒音等の低減のための啓発、広報活動に努めます。
- 家庭からの汚水負荷を削減するための啓発の推進に努めます。

第2部

⑧安全・安心な飲料水の供給

- 安全・安心で安定的な水道水の供給のため、「佐伯市水道事業基本計画」に基づき、水道施設の整備に取り組みます。

第3部

⑨水質浄化に関する啓発の推進

- 本市は、リアス海岸特有の閉鎖性海域*や宇目地域の北川ダム貯留池等を有しており、生活排水等によって水質が富栄養化しやすい地域にあります。そのために処理場施設の見学等における社会授業や市報、ケーブルテレビ等を広く活用し、住民に向けた水質浄化に関する啓発の推進に努めます。

第4部

⑩下水道等の計画的な整備及び下水管等への接続の推進

- 本市では、公共・特環下水道、農・漁集落排水、小規模集合排水の5つの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を整備手法としています。近年、人口減少や超少子高齢化、地域社会構造の変化など、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化する状況から今後は、計画的な整備はもとより、より効果的で経済的な汚水処理施設の整備が急務となっています。また、市報、ケーブルテレビ等を活用して広く住民に普及啓発を図り、供用開始区域内については戸別訪問等により下水道への接続を促すことに努めます。

第5部

⑪集合処理の整備区域外における浄化槽整備の推進

- 集合処理の整備区域外においては、汲み取り便槽と単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。また、法定検査の未受検者については、受検干渉を行い適正な維持管理に努めるよう促します。

資料編

⑫生活排水処理施設の整備促進と水洗化の向上

- 老朽化した生活排水処理施設の長寿命化、維持管理費を含む「機能保全対策コストの低減」、「計画的かつ効率的な予算措置」、「安全性の確保」、「施設機能の適正発揮」を図ることが重要となっています。効率的な汚水処理施設の推進を図るため、「佐伯市生活排水処理施設整備構想」を適宜見直しすることにより、生活排水処理施設の整備促進と水洗化の向上に取り組みます。

第3部 基本計画

第1部

⑬環境保全型農業の普及・啓発：再掲

- J A等を通じ、近年の消費者の安全・健康志向の高まりに応えるとともに、良好な生活環境を保全するため、有機栽培や低農薬栽培等の環境保全型農業について普及・啓発に努めます。

第2部

2) 化学物質対策等の推進

①化学物質対策等の推進

- 「PRTR 法*」に基づくデータ等により、化学物質の移動等の把握に努めます。
- 県と連携して化学物質を取り扱う事業者等の実態を把握し、環境の監視に努めます。

第3部

第4部

3) 環境監視体制の充実

①環境監視・連絡体制等の継続、充実

- 県と連携し、大気（空間線量を含む）、公共用水域、地下水等の環境監視、連絡体制の継続、充実に努めます。

第5部

資料編

(3) 進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
大気測定局の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	環境基準以下	2016 年度	環境基準以下	2027 年度	(現況値) 2016 年版大分県環境白書より抜粋
公共水域の水質 (河川：環境基準点…BOD) (海域：環境基準点…COD)	環境基準以下	2016 年度	環境基準以下	2027 年度	(現況値) 2016 年版大分県環境白書より抜粋
污水处理人口普及率	72%	2016 年度	89%以上	2027 年度	(現況値) 本市下水道課調べ

第3部 基本計画

基本的施策（２） ものを大切にし、持続可能なまちをつくる

（１）現状と課題

1) 廃棄物の排出量とリサイクル*

本市のごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量）及び、1人1日あたりのごみ排出量は、多少の増減はありますが平成21年度以降ほぼ横這いで推移しています。また、リサイクル率についても、平成21年度以降ほぼ横這いで推移しており、概ね23%前後となっています。

このような状況から、引き続き住民意識の向上に力を入れ、ごみの排出抑制（リデュース*）、再使用（リユース*）、再生利用（リサイクル）の3Rを更に推進し、循環型社会を形成していかなければなりません。

■ ごみ総排出量及びリサイクル率の推移

区分	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日あたりの排出量 (g/人・日)		リサイクル率(%)	
		佐伯市	大分県	佐伯市	大分県※1
2009年度	26,266	892	937	22.8	20.6
2010年度	25,787	882	924	23.1	20.0
2011年度	25,920	895	935	23.2	21.1
2012年度	26,273	916	947	23.5	20.4
2013年度	26,063	923	951	23.2	20.3
2014年度	25,903	930	957	22.2	20.1
2015年度	25,893	943	942	23.1	20.5
2016年度	25,547	944	—	23.0	—

※資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

（大分県のリサイクル率は、固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、飛灰の山元還元による再生利用量を含む。）

■ 3R普及啓発の取組

市報、講演会、施設見学を通じ、ごみの分別をはじめごみの減量、再資源化等の啓発活動を実施しました。

啓発取組方法	回数
市報掲載	7回
講演会	1回
施設見学	22回

（2016年度実績）

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

2) 廃棄物の不法投棄

市民アンケート調査で、「廃棄物の不法投棄がよく見られる地域」について聞いたところ、山間部の道路沿い、林道、川沿い等に対し高い回答率が得られ、人通りの少ない道路沿いや廃棄物の回収が困難な崖の下等の回答も得られました。

また、本市では平成28年度28件の廃棄物の不法投棄処理を行いました。投棄物全体の3分の2は、「家電リサイクル法」対象機器であり、そのほとんどが市民からの通報となっています。今回実施した市民アンケートの結果では回答が得られなかった地域も多くあり、今後も引き続き、不法投棄監視車両による巡回活動等、監視体制の強化や啓発看板の設置などをはじめとした防止策を実行していく必要があります。

写真添付

写真添付

3) 流木や漂流ごみ等の問題

森林伐採後の林地残材は、大半が木質バイオマスエネルギーとして利用されていますが、利用できない枝葉・梢端部をはじめ間伐が実施されない森林の増加や開発等が背景となり、風水害等と相まって市の上流部において土砂の流出や倒木等が増加しています。それが草木、その他のごみ等とともに下流に押し流され、流木や漂流ごみ等となって、最終的に本市の海岸部等に漂着し、大きな問題となっています。流木や漂流ごみ等は、その処理費用が莫大となり、また処理に多大な期間を要することから、漁業に支障をきたしています。本市の景観資源である海岸部の環境保全の観点においても問題があり、一つの社会問題となっています。

第3部 基本計画

(2) 施策の概要

1) 3Rの推進

①「佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の見直し

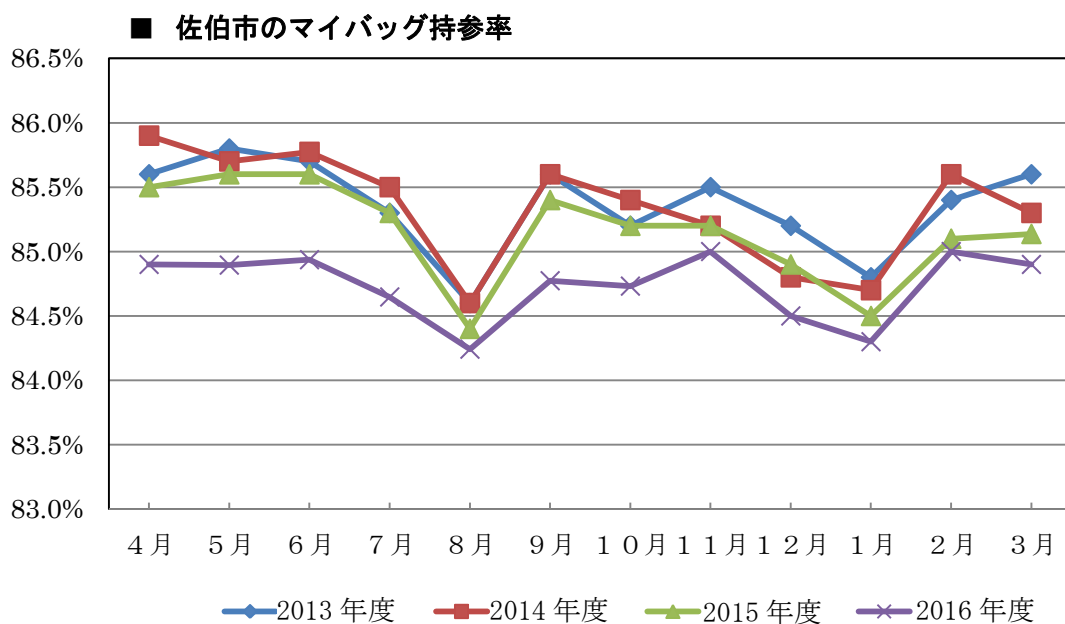
- ごみの排出抑制、再使用による減量化、再生利用による再資源化と適正な処理・処分を行うための施策を総合的に推進するため、「佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成21年3月に策定し、平成27年3月に改訂を行いました。本基本計画は、より一層の循環型社会への形成に取り組むため、5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合は見直しを行います。

②3Rの普及啓発の推進

- これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直すため、限られた資源を無駄にせず、「もったいない」という価値観を大事にして、まずリデュース、リユースを優先し、それでも残るものについてリサイクルするという概念の普及・啓発に努めます。

③マイバッグ運動の推進

- レジ袋の削減を目的に、事業者及び関係団体と協働してマイバッグ運動の推進に努めます。



第3部 基本計画

第1部

④イベント等と連携した3Rの推進

- イベント等の開催にあたっては、ごみの減量（リユース食器の使用等）の助言、分別方法の指導等、3R実践に向けたPRに努めます。

第2部

⑤公共事業の残土の活用

- 国、県と連携し情報の共有化を図り、積極的に公共事業で発生した残土の活用を行います。

第3部

⑥廃食油の活用

- 廃食油を学校給食や飲食店、一般家庭から回収し、リサイクルを推進します。

第4部

⑦家畜排泄物の適正な処理及び利活用の推進

- 畜産農家より排出される家畜排泄物は、堆肥化等により循環利用の推進に努めます。また、計画的な処理施設の整備と管理に努めます。

第5部

⑧生ごみに関する減量化の推進

- 家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、ダンボールコンポスト等の支給及び貸与を行います。

資料編

■ コンポスター等の貸与実績

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
コンポスター	61 世帯	40 世帯	50 世帯	50 世帯	50 世帯
ダンボールコンポスト	154 世帯	115 世帯	105 世帯	134 世帯	129 世帯
キエーロ*	—	—	12 世帯	1 世帯	6 世帯

※大分県うつくし作戦推進課 より

第3部 基本計画

2) 不法投棄防止対策の推進

①不法投棄防止の啓発

- 啓発看板の設置及び広報等による周知活動を継続して実施することにより、引き続き不法投棄の未然防止に努めます。



②不法投棄の監視体制の充実

- 県による廃棄物監視パトロールや警察署との連携・協力を密にすることにより、不法投棄がしにくい環境づくりに取り組みます。
- 不法投棄監視車両による巡回活動を定期的に行い、監視体制を強化します。

③不法投棄防止策の検討

- 過去の不法投棄箇所を整理し、図面化することで有効な防止対策を検討します。

3) 産業廃棄物の適正処理、処分の促進

①県と連携した監視指導の強化

- 産業廃棄物の適正処理については、法に基づく適正な処理、処分が原則であり、産業廃棄物排出業者や産業廃棄物処理業者の不適正処理を防止するため、県と連携して立入検査等による監視指導の強化に努めます。

②農業用廃プラスチックの適正処理

- 施設園芸等により発生する農業用廃プラスチックやビニール類について、J Aや県と連携して適正処理に努めます。

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

資
料
編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

4) 流木や漂流ごみ対策の推進

①流木や漂流ごみ処理対策の推進

- 台風や豪雨等による各河川や河口付近、海洋・海岸及び港湾・漁港における流木や漂流ごみ等の処理を迅速に行い、漁業災害の防止及び河川・海生動植物の保護並びに美しい佐伯地区の河川及び海洋・海岸を守るため、国、県、本市及び関係団体で構成された「佐伯地域流木等処理対策協議会」において、組織内の連携強化を図り、流木や漂流ごみ対策を推進します。

②流木や漂流ごみ処理費用に対する補助制度の活用

- 流木や漂流ごみの処理には、多大な費用を要し、本市の財政的な負担は少なくありません。そこで、国・県の補助制度等を積極的に活用します。

(3) 進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
「買い物袋を持参し、レジ袋は受け取らないようにしている」の実施率	88%	2017 年度	90%以上	2027 年度	2017 年度の市民アンケート調査結果をもとに設定（いつも実行している＋たまに実行しているの割合）
1人1日あたりのごみ排出量	944g	2016 年度	873g	2027 年度	(現況値) 本市清掃課調べ
リサイクル率	23%	2016 年度	29%	2027 年度	(現況値) 本市清掃課調べ

第3部 基本計画

基本目標3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち

本市は歴史文化のおもむきを残す城山周辺をはじめ、海から山に至るまで多様な環境資源を有しており、これらの資源を保全、活用するとともに、公園緑地や親水空間等、身近な快適空間の保全、創造に努め、きれいで住みよいまちを目指します。

基本的施策（1）美しく快適なまちをつくる

（1）現状と課題

1）良好な景観

市民アンケート調査の結果、「特に良好な景観が残っている地域」として、「城山周辺」、「空の公園周辺」、「鶴御崎周辺」、「豊後二見ヶ浦周辺」、「暁嵐の滝周辺」、「波当津周辺」、「藤河内溪谷周辺」等の回答が多く寄せられ、地区としては、「本匠地区」、「宇目地区」、「蒲江地区」等となっています。これまでに挙げた地域以外にも良好な景観が多く残っており、いずれも本市の代表的な自然環境であるため、これらの地域の保全、活用が望まれます。

2）都市公園等

本市における都市公園は37か所、108.31haで、**都市計画区域***の市民1人あたりの公園面積は27.77㎡となっています。本市と同程度の人口の中津市や日田市、県庁所在地の大分市と比べてかなり広がっています。また、県緑化地域が番匠川と中江川及び日豊本線に囲まれた地域の約620haで指定されています。

■ 都市公園の整備状況

（2017年3月31日現在）

区分	都市公園合計		都市計画区域 内人口 (千人)	1人あたりの 面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)		
佐伯市	37	108.31	39	27.77
中津市	26	55.35	70	7.91
日田市	34	48.61	51	9.53
大分市	747	693.04	469	14.78
参考：（2005年3月31日現在）				
佐伯市	33	83.71	41	20.42

資料：大分県の都市計画（資料編）

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

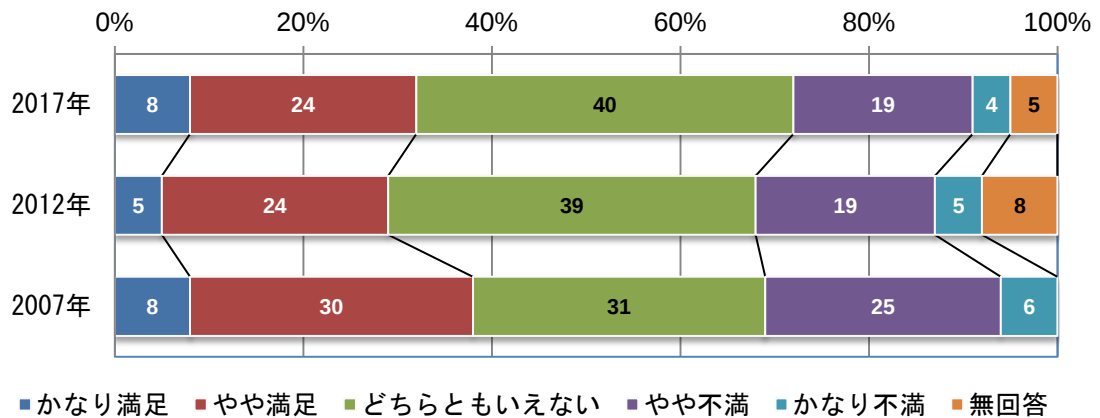
第3部 基本計画

第1部

市民アンケート調査の結果、「公園や野外レクリエーション地の充実」についての市民の満足度は、「かなり満足」又は「やや満足」と回答した人が、「かなり不満」又は「やや不満」と回答した人の割合をやや上回っています。今後は、都市公園の“数の充実”に加え、都市計画区域外も含めた計画的な整備と“質の充実”により、これらの満足度を更に向上させることが望まれます。

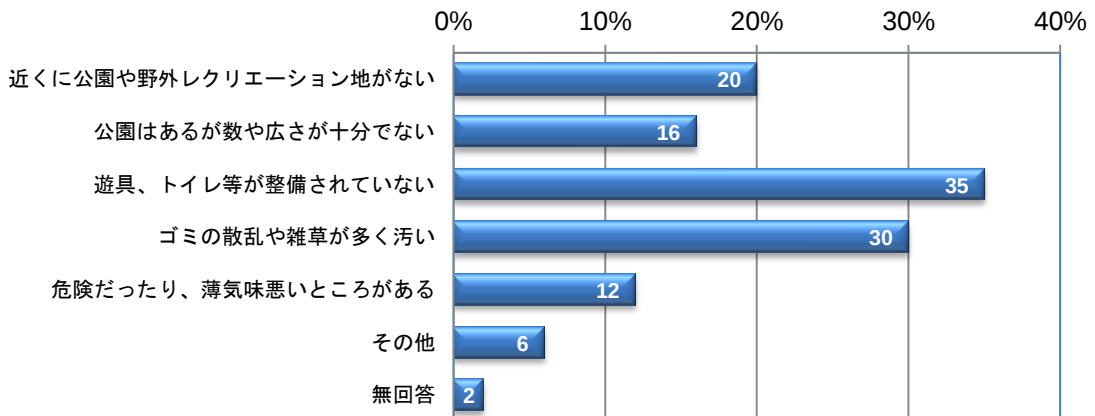
第2部

■ 公園や野外レクリエーション地の充実についての満足度



第4部

■ 不満の原因（やや不満、かなり不満と回答した人）



第5部

資料編

3) 身近な水辺

市民アンケート調査の結果、「特に良好な景観が残っている地域」として回答のあった地域のうち、水辺に関わるものとしては、「豊後二見ヶ浦周辺」、「暁嵐の滝周辺」、「藤河内溪谷周辺」、「波当津周辺」等となっています。本市には、海、川の恵みを活用した親水空間が各地にあり、これらの魅力あふれる空間の保全、活用が望まれます。

(2) 施策の概要

1) 地域美化活動の促進

①地域における環境美化の促進

- 本市は、海から山に至るまで多様で美しい景観が豊富にあり、これらの景観を保全するため、地域ごとに定期的な環境美化活動を促進し、清潔で美しいまちづくりに努めます。(クリーンなまちづくり事業、河川愛護デー、さいき 903 クリーンアップ大作戦等)

②イベント等と連携した地域美化の促進

- 各種イベント等の開催時において、3Rの普及啓発、情報提供等に一層の工夫を図りながら取り組み、イベント等と連携した地域美化の促進に努めます。

③「佐伯市環境美化条例」に基づく顕彰

- 地域の環境美化を推進するためには、市民、事業者、行政の連携が大事であり、環境美化の動機づけに結びつくように、「佐伯市環境美化条例」に基づき、環境美化の推進に貢献した人への顕彰を継続します。

2) 公園緑地の整備

①計画的な公園緑地の整備や緑化の推進

- 都市計画区域内については、「都市計画法」や「都市緑地法」に基づき、計画的な公園緑地の整備や緑化の推進が求められます。「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な公園緑地の整備や中心市街地における緑化の推進等に努めるとともに、「緑の基本計画」等の策定により都市計画公園の配置について見直します。

②地区の特性を踏まえた公園緑地の整備

- 自然や歴史等、各地域の特性をふまえた多様なレクリエーション空間の整備を検討します。特に、身近な街区公園の計画的な整備を検討します。

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

3) 身近な水辺の保全、活用

①水辺の保全、活用の推進：再掲

- 河川や海岸、浜辺等の整備に際しては、県と連携して、人と川とがふれあうことが可能な親水空間の整備や生物の生息空間の保全等に努めます。
- 河川や海岸において、地域住民や都市交流の憩いの場となる空間整備等に努めます。

②農村地域における親水施設の整備

- 農村地域において、水路やため池等の整備を行う際に、農業用施設としての利水機能に加え、生物の生息・生育空間への配慮や親水歩道や親水護岸等の親水機能に配慮した整備に努めます。

③市街地における水辺の整備

- 公園緑地の整備とあわせて、水辺とふれあうことができる親水空間の確保に努めます。

4) 快適なまち並み空間の整備

①「景観法*」に基づく「景観計画」の策定、「景観条例」の制定

- 計画的な景観整備を推進するため、「景観法」に基づく本市らしい景観形成を目的とした「景観計画」を策定し、「景観条例」を制定します。「景観計画」策定に係る検討においては、自然環境以外に歴史資源等も含めて総合的に検討することとします。

②「空家特措法*」に基づく「空家等対策計画」の策定、「空家管理・活用促進条例」等の制定

- 近年の空家増加に対応するため、「空家特措法」に基づく「空家等対策計画」の策定及び「空家管理・活用促進条例」等を制定します。これにより、空家の所有者等による適切な管理の促進や空家化の予防・抑制を行い、安全・安心なまちづくりの推進に取り組んでいきます。

③新たなエコエネルギー等の導入に伴う配慮

第3部 基本計画

第1部

- 本市は多様で豊かな自然に恵まれており、新たなエコエネルギー等の導入にあたっては、自然環境や景観、生活環境を損なうことがないよう、地域での調和や共生を十分考慮するとともに、地域住民の理解を得たうえで、実施するよう配慮します。

第2部

④快適な道路空間の整備推進

- 都市計画道路（街路）について、安全で快適に歩けるまち並み空間や良好な景観について配慮しながら整備を行います。
- 人々が多く集まり、本市の顔となるような地域において良好な道路景観の形成等について検討します。

第3部

5) 里地・里山の保全、活用

第4部

①多面的機能支払交付金*の推進

- 多面的機能支払交付金として、農業の多面的な機能を保全するとともに、施設の長寿命化を図るため、農業者だけでなく地域ぐるみで農地や農業用水路等の地域資源を守る取組について支援を行います。

第5部

②「中山間地域等直接支払制度*」等による農地保全のための支援

- 農地の保全については、営農活動を継続し、農地を耕作放棄せずに保全することが重要です。そのために「中山間地域等直接支払制度」等により、農地や水路、里山等の適正管理を支援します。

資料編

③ふれあい機会の充実、人材の育成：再掲

- 里地・里山の保全、活用のためには、里地・里山に存在する環境資源を活用する機会を充実する必要があります。そのために、自然観察や農林水産業の体験学習等の自然とのふれあいの機会の充実を図るとともに、指導的役割を果たす人材の育成に努めます。

④団体等の活動支援：再掲

- ③で示した里地・里山の環境資源を活用したふれあいの機会の充実を図るため、自然とのふれあい等、体験交流事業の推進に取り組んでいる団体やボランティアの活動を支援します。

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

6) 農村景観、漁村景観の保全

①環境に配慮した農村整備の推進：再掲

- 水路や圃場、農道等の農村整備事業の実施に際し、環境保全効果を最大限に高めることができる工法を積極的に導入するとともに、経済性にも十分考慮しながら事業の推進に努めます。
- 農村整備事業の実施に際し、再生資源を積極的に使用することで、自然改変の低減を図り、また、低騒音・低振動の排ガス対策型機械を使用することで、地域の環境保全に努めます。

②交流拠点等における景観への配慮

- 農村や漁村の交流拠点については、交流する人々にとって最も印象に残る空間となるため、交流拠点となる空間の整備に際しては、機能を満足するだけでなく、周辺の景観への配慮に努めます。

③流木や漂流ごみ処理対策の推進：再掲

- 台風や豪雨等により各河川や海岸部に集まる流木や漂流ごみは、漁村景観や海岸部の環境保全等の観点から、その迅速な処理が必要となるため、「佐伯地域流木等処理対策協議会」内の連携強化を図り、流木や漂流ごみ対策を推進します。

7) 環境保全への取組の推進

①「花のあるまちづくり事業」の拡充

- 地域にうるおいとやすらぎを与え、各地域で積極的に花を植栽している団体へ、年に2回、「花の苗」と「プランター」を無償で配布し、地域コミュニティの推進に取り組んでいます。この取組は、これから本市が推進していく、「日本一の花のあるまちづくり」へ向けた第1歩として、今後肥料の配布等、事業の拡充を図ります。

②緑のカーテン苗事業の推進

- 地球温暖化対策の一環として、一般市民を対象とした「ゴーヤの苗」の配布、公共施設を対象とした「ゴーヤの苗」、「土」、「プランター」等の配布を、共に無償で行っています。この取組は、エアコンの使用を控え、CO2を削減することが目的であるため、今後も引き続き、事業を推進していきます。

第3部 基本計画

③花のコンクールの推進

- このコンクールは、美しいまちづくりの一環として、日頃、各地域で実践している花づくりの活動を表彰することにより、身近な自然環境に対する意識を高め、やすらぎとおいを感じるまちづくりを推進していくことが目的であります。審査対象数についても年々上向きとなっており、今後も引き続き、事業を推進していきます。

④花マップによる情報発信

- 本誌の花木の情報や、見ごろなどを掲載した「花マップ」で、情報を発信しています。平成28年度にインターネットでの花情報の発信を始め、平成29年度に本市の花の見頃など、多くの情報を掲載し、各振興局や観光協会などに配置しました。新しい情報については随時更新し、情報を提供していきます。

⑤エコマイスター*の活用の推進

- 本市では、環境に関する知識、技術、経験を有し、社会貢献活動として地域の環境保全及び創造の推進に寄与する者及び団体を「さいき 903 エコマイスター」として登録しています。この制度は、地域や企業、学校等への、環境教育、環境学習の普及が目的であるため、今後も引き続き情報発信などにより制度を推進していきます。

写真添付

エコマイスター事業

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

⑥エコ研修会の推進

- 本市では、地球温暖化防止対策として、年4回程度環境について学習する機会として、エコ推進委員による研修会を実施しています。「大分県環境教育アドバイザー」や、「さいき 903 エコマイスター」などの事業を活用し、大気や気象など様々な内容の研修を行っています。今後も多くの方に研修を受けていただき、エコ意識の向上に取り組めます。



エコ研修会

(3) 進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
まち並み景観の美しさについての満足度	41%	2017 年度	55%以上	2027 年度	2017 年度の市民アンケート調査結果をもとに設定（かなり満足＋やや満足の割合）
公園や野外レクリエーション地の充実についての満足度	32%	2017 年度	52%以上	2027 年度	2017 年度の市民アンケート調査結果をもとに設定（かなり満足＋やや満足の割合）
クリーンアップ大作戦など地域の美化活動への参加率	55%	2017 年度	67%以上	2027 年度	2017 年度の市民アンケート調査結果をもとに設定（いつも実行している＋たまに実行している割合）
河川愛護デー参加者	14,300 人	2016 年度	15,400 人	2027 年度	（現況値） 本市建設課調べ

第3部 基本計画

基本的施策（２） 歴史や文化を大切にする

（１）現状と課題

1) 歴史的要素の強い地域

市民アンケート調査の結果、「特に歴史的要素の強い地域」として回答があった地域は、「城山、山際通り、武家屋敷通り周辺」、「丹賀砲台跡周辺」、「木浦鉦山周辺」、「梶牟礼山周辺」等となっています。周辺の自然環境等と一体となった歴史資源が多く、周辺環境との一体的な保全、活用が望まれます。また、この他にも指定文化財（次の項目参照）である豊後二見ヶ浦や藤河内溪谷等の名所、佐伯市歴史資料館、城下町佐伯国木田独歩館等の施設があります。

2) 文化財

本市の指定文化財の内訳は、国指定（登録）の文化財が重要有形民俗文化財の「蒲江の漁撈用具」や特別天然記念物の「カモシカ」など9件、県指定（選択）文化財が有形文化財の「佐伯城三の丸櫓門」など39件となっています。また、本市指定の文化財は220件あります。これらの文化財については、周辺の環境や地域文化も含め保全、継承が必要です。

■ 文化財件数

（2017年3月31日現在）

区分	種別	件数	区分	種別	件数
国指定	重要有形民俗文化財	1	市指定	有形文化財	138
	特別天然記念物	1		有形民俗文化財	11
	天然記念物	3		無形民俗文化財	14
国登録	有形文化財	4		史跡	24
合 計		9		名勝	6
県指定	有形文化財	8		天然記念物	27
	有形民俗文化財	1	合 計		220
	無形民俗文化財	7			
	史跡	3			
	名勝	1			
	天然記念物	18			
県選択	無形民俗文化財	1			
合 計		39			

資料：佐伯市教育委員会社会教育課

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

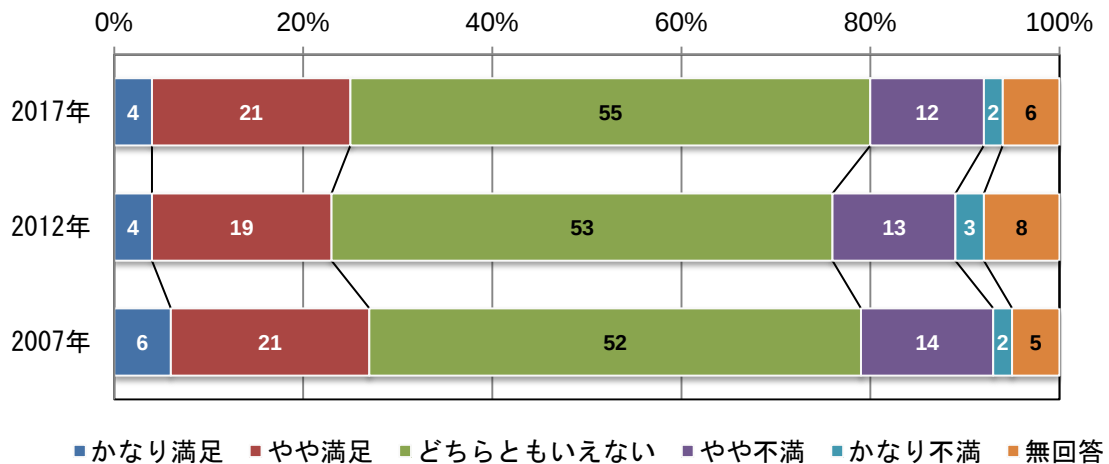
資料編

3) 文化財・遺跡等の保存・整備状況

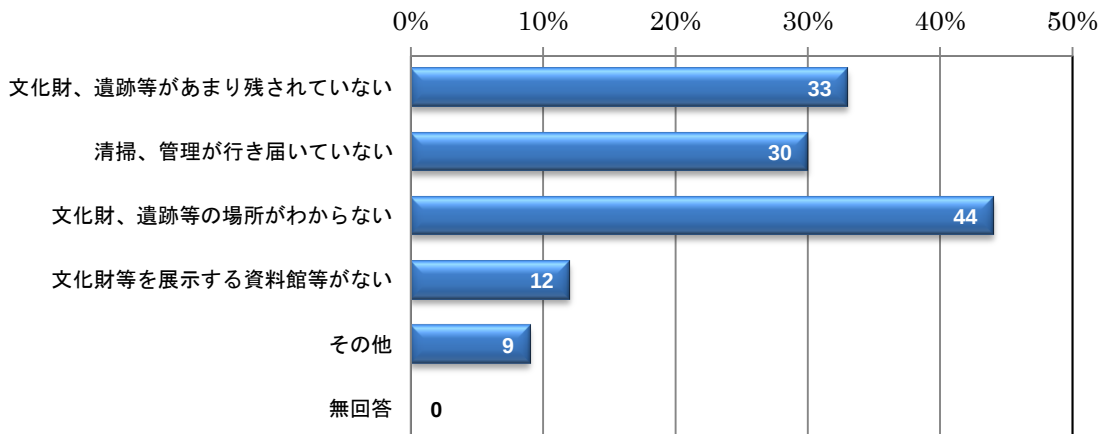
市民アンケート調査で、「文化財・遺跡等の保存・整備状況」について満足度を聞いたところ、「かなり満足」又は「やや満足」と回答した人が、「かなり不満」又は「やや不満」と回答した人の割合をやや上回っています。

一方で「やや不満」、「かなり不満」と回答した人に対し、原因を聞いたところ、「文化財・遺跡等の場所が分からない」という回答が多く、今後は看板やサイン等の整備が望まれます。また、「どちらともいえない」と回答した割合も55%と高く、今後、不満の原因の約半数を占める「文化財・遺跡等の場所が分からない」事に対しての取組が必要となってきます。

■文化財・遺跡等の保存・整備状況についての満足度



■不満の要因（やや不満、かなり不満と回答した人）



(2) 施策の概要

1) 歴史的資源の保全と環境保全の一体的推進

①歴史的資源と一体となった環境の保全、活用を推進

- 本市の歴史的資源としては、城山周辺、暁嵐の滝周辺等、良好な自然景観等に該当する環境資源も多く、周辺の環境と一体的な保全、活用が望まれます。そこで、城山周辺等、主要な歴史的環境資源の保全、活用を進めるとともに、案内板や標識の整備等に努めます。

2) 地域文化の保存と活用

①普及・啓発活動の推進

- 城山や山際周辺等、歴史的環境保存地区の保全に努めるとともに、城山の石垣清掃ボランティア等を通じて、歴史的資源及び環境資源の大切さについて普及・啓発に努めます。
- 史跡・名勝・天然記念物等、文化財として守るべき歴史的資源や環境資源について普及・啓発するため、歴史資料館を中心に講座や体験教室の実施に努めます。
- 神楽や踊り、年中行事等、地域に伝わる伝統文化を保存・継承するため、記録保存の推進や後継者育成等の普及活動に努めます。

(3) 進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
文化財、遺跡等の保存・整備状況についての満足度	25%	2017 年度	40%以上	2027 年度	2017 年度の市民アンケート調査結果をもとに設定（かなり満足＋やや満足の割合）
歴史や伝統に関するまちの雰囲気についての満足度	29%	2017 年度	40%以上	2027 年度	2017 年度の市民アンケート調査結果をもとに設定（かなり満足＋やや満足の割合）

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

基本目標4 将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち

市民一人一人が身近にできる地球環境問題への取組として、省資源、省エネルギー行動などを推進します。また、温室効果ガス排出量の抑制のため、森林の整備や環境にやさしいエコエネルギーの導入等、将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまちを目指します。

基本的施策（1） 省資源や省エネをすすめ、地球温暖化をふせぐ

（1）現状と課題

1) エネルギーの使用状況

市民アンケート調査の結果、エネルギーの使用状況について、「節約は難しい」と回答した人が、「節約できる」と回答した人をやや上回っています。エネルギー消費量の削減に向けては、「節約できる」と回答した人のエネルギー削減率の平均は約12%となっており、今後、身近に取り組むことのできる省資源、省エネルギー活動等の普及・啓発がより一層必要と考えます。

■ エネルギー削減の可能性

区 分	多いと思う ので今後は 節約できる	あまり多くないがさらに 節約できる	多いと思うが 節約は難しい	あまり多くない ので 節約は難しい	あまり意識したことはない	分からない	無回答	削減率
佐 伯	16.5	10.5	19.1	31.7	11.8	5.0	5.5	11.8
上 浦	6.9	13.8	13.8	34.5	24.1	3.5	3.4	10.0
弥 生	15.9	17.4	18.8	31.9	11.6	0	4.3	10.3
本 匠	25.0	5.0	20.0	30.0	10.0	10.0	0	15.0
宇 目	11.4	20.0	11.4	25.7	17.1	11.4	2.9	16.7
直 川	29.6	14.8	18.5	22.2	7.4	0	7.4	13.5
鶴 見	18.9	8.1	24.3	27.0	10.8	0	35.1	11.9
米水津	28.1	12.5	6.3	43.8	6.3	0	3.1	11.8
蒲 江	26.4	9.4	15.1	28.3	11.3	3.8	5.7	12.11
地域不明	8.3	12.5	4.2	41.7	4.2	12.5	16.7	13.3
2017 年	17.7	11.7	17.4	30.2	11.7	4.4	6.9	12.0
2012 年	15.5	19.5	10.3	25.8	8.5	4.1	16.3	13.0
2007 年	18.2	17.5	14.1	27.0	9.8	4.2	9.2	14.8

第3部 基本計画

2) 温室効果ガス排出量

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、温室効果が強まり、地球全体の地表、大気及び海水の温度が上昇する現象です。地球温暖化への影響について、「**気候変動に関する政府間パネル（IPCC）***」第5次評価報告書によると、「2081年から2100年の世界の平均地上気温は、昭和61年から平成17年の平均より0.3℃～4.8℃上昇し、海面水位は26cm～82cm上昇する」と予想されています。

本市の二酸化炭素の排出量は、下表のとおりで製造業が最も多く、業務部門、自動車、家庭部門、が続いています。平成2年度に比べ、産業部門は大幅に減少していますが、その他の分野では、人口が減少傾向にあるにも関わらず、家庭部門や業務部門では増加傾向にあり、家庭、事業所等で省エネルギーの推進について普及・啓発が必要です。

■本市の部門別二酸化炭素（CO₂）換算排出量推計値

単位：千tCO₂

区分	1990年度	2012年度	2013年度	2014年度
家庭部門	83	91	87	136
業務部門	74	183	190	262
産業部門	1,130	572	491	544
製造業	934	493	422	521
建設業・鉱業	19	11	10	13
農林水産業	177	68	59	10
運輸部門	182	169	165	164
旅客自動車	53	91	85	86
貨物自動車	91	67	68	67
鉄道	5	6	6	6
船舶	33	5	6	5
廃棄物部門	6	12	13	13
合計	1,475	1,027	946	1,119

資料：地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版より推計

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

3) エコエネルギー導入状況

本市内でのエコエネルギーの導入状況は下表のとおりで、太陽光発電、**廃棄物発電***バイオマス発電等が導入されています。

■ 本市内のエコエネルギー導入状況（2016年3月末現在）

【太陽光発電】（住宅用太陽光発電を除く）

設置箇所	設備規模(kW)	設置年度
佐伯市立松浦小学校	40 kW	2002 年度
佐伯福音キリスト教会	12.02 kW	2004 年度
さわやか佐伯	3 kW	2004 年度
ぶんご銘醸	20 kW	2007 年度
大分県立佐伯鶴岡高等学校	29 kW	2009 年度
佐伯市消防署	15 kW	2010 年度
(有)広瀬電気工事	5.32 kW	2010 年度
佐伯市立鶴谷中学校	40 kW	2011 年度
佐伯東地区公民館	10 kW	2012 年度
中央生コン(株) (第1)	382,000 kW /年	2012 年度
(株)ダイプロ	445 kW	2012 年度
中央生コン(株) (第2)	415,000 kW/年	2013 年度
大和冷機工業(株) 佐伯工場	1,824 kW	2013 年度
小田開発工業(株)	984.96 kW	2013 年度
(株)佐々木建設	600 kW	2013 年度
ソーラーファーム佐伯	1,700 kW	2013 年度
佐伯市役所	49.98 kW	2013 年度
大和冷機工業(株)	1,850 kW	2013 年度
佐伯市総合体育館	20 kW	2014 年度
佐伯市立八幡小学校	20 kW	2014 年度
佐伯市消防署 蒲江分署	5.5 kW	2014 年度
佐伯市消防団 城南機庫	5 kW	2014 年度
佐伯市立蒲江翔南中学校	40 kW	2015 年度
谷川区	49 kW	2015 年度

第3部 基本計画

【ハイブリッド街路灯】

設置箇所	設備規模 (kW)	設置年月
マリンカルチャーセンター	1基 風力発電 300W (12.5m) 太陽光発電 50W	2004年2月
大分県立佐伯高等技術専門学校	1基 風力発電 62W (5.5m) 太陽光発電 108W	2007年2月

【ソーラー照明灯】

設置箇所	設備規模 (kW)	設置年月
大分県佐伯総合庁舎	1基(スフィア) 0.02 kW	2008年3月

【太陽熱利用】(住宅太陽熱利用除く)

設置箇所	規模 (㎡)	設置年月
特別養護老人ホーム長良苑	集熱面積 52 ㎡	2006年度

【廃棄物発電】

設置箇所	設備規模 (kW)	設置年月
エコセンター番匠	1,600 kW	2003年3月

【バイオマス発電】

設置箇所	規模 (kW)	設置年月
イーレックスニューエナジー 一佐伯株式会社佐伯発電所	50,000 kW/年	2014年7月

【バイオマスエネルギー(バイオマス熱利用・燃料製造等)】

設置箇所	規模 (㎡)	設置年月
グリーンパーク本匠	15,000 ㎡/年	2012年2月

【バイオマスエネルギー(木屑焚ボイラー)】

設置箇所	規模 (kg)	設置年月
佐伯広域森林組合	5,000 kg/h	2009年3月

【バイオマスエネルギー(BDF*製造装置)】

設置箇所	規模 (ℓ)	設置年月
旧西部清掃センター内 (BDF 精製工場)	100ℓ BDF 製造/1バッチ	2006年2月

【クリーンエネルギー自動車】(公用車)

設置箇所	規模等 (台)	設置年
佐伯市役所	ハイブリッド車 3台	2001年9月
佐伯市役所	ハイブリッド車 6台	2010年度

資料：大分県工業振興課（一部、環境対策課確認）

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

(2) 施策の概要

1) 省エネルギー対策の推進

①総合的な省エネルギー対策の推進

- 本市の二酸化炭素換算排出量から推測されるエネルギー消費量については、全体としては、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移していると考えられます。また、家庭やオフィス等の部門については、二酸化炭素換算排出量が大幅に増加しており、エネルギー消費についても、増加しているものと考えられます。これらの状況に対応するため、本市の総合的な省エネルギー施策の指針として、省エネルギービジョンの策定を検討します（NEDO*事業等の活用）。

第2部

第3部

②普及・啓発活動（連携・協力、ESCO*事業の普及啓発、水道週間等）の推進

- 各家庭のエネルギー消費量の削減を推進するため、「うちエコ診断*（環境省）」等の普及・啓発活動に努めます。
- 大分県地球温暖化防止活動推進センター、**地球温暖化防止活動推進員***と連携・協力し、地域における省エネルギーの取り組みの普及、啓発に努めます。
- 工場や事業所等における省エネルギーやエネルギー管理の徹底を図るため、ESCO事業の普及等による省エネルギー設備の導入やエネルギー利用の効率化に努めます。
- 「水道週間」等を通じて、節水の普及・啓発に努めます。

第4部

第5部

資料編

③ノーマイカーウィークの導入検討及び公共交通機関の利用推進：再掲

- 交通渋滞の緩和や公共交通機関の利用を推進し、運輸部門の省エネルギー活動を進めるため、ノーマイカーウィークの導入について検討するとともに、公共交通機関の利用を推進するための啓発に努めます。

④省エネ運転の普及・啓発：再掲

- 自動車利用に伴うエネルギー消費を削減するため、アイドリングストップや急発進・急加速を控えるなどの省エネ運転の普及・啓発に努めます。

⑤低公害車等の率先導入：再掲

- 公用車更新にあたり、低排出ガス認定車・燃費基準早期達成車の導入に努めます。

第3部 基本計画

⑥低公害車等の補助制度の検討：再掲

- 低公害車の二酸化炭素削減効果等の普及・啓発を行うとともに、市独自の「低公害車補助金制度」の創設等を検討します。

2) エコエネルギー活用の推進

①エコエネルギーの総合的な導入に向けた啓発

- 公共施設の新設や改築に際しては、太陽光発電の導入や風力発電の導入等、エコエネルギー設備の導入を検討し、市民への啓発に努めます。

②木質バイオマスエネルギーの有効利用

- 本市は森林率が高い上に主伐が進んでいることから、木質バイオマスの賦存量が多く、その大半が他市へ運搬され消費されており、本市での有効活用が重要な課題であるといえます。今後、木質バイオマスの利活用を図ろうとする企業等の誘致を行うなどして、未利用木材も含めた木質バイオマスの有効利用を図っていきます。

(3) 進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
「暖房は20℃冷房は28℃を目安にエアコンを設定している」の実施率	69%	2017年度	79%以上	2027年度	2017年度の市民アンケート調査結果をもとに設定（いつも実行している＋たまに実行しているの割合）
「テレビ、エアコン等使わない時はプラグを抜くようにしている」の実施率	43%	2017年度	51%以上	2027年度	2017年度の市民アンケート調査結果をもとに設定（いつも実行している＋たまに実行しているの割合）
住宅用太陽光発電システムの普及割合	13.4戸に1基	2016年度	10戸に1基	2027年度	（現況値） 本市環境対策課調べ

※GJ(ギガジュール)：G(ギガ)は 10^9 の意味。J(ジュール)は熱量を表わす単位で、1J＝約0.24Cal(カロリー)。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

基本的施策（２） 地球にやさしい取組をすすめる

（１）現状と課題

1) 二酸化炭素の吸収源対策

本市は、面積の約 87%を森林が占めており、膨大な二酸化炭素の吸収源となっています。また、「**京都議定書***」において、日本は、温室効果ガスの削減率 6.0%のうち、森林による二酸化炭素の吸収量を最大で約 3.8%まで算入できることが認められており、森林の果たす役割は重要なものとなっています。

その森林を守り育てるため、乱開発防止の指導や、森林整備、計画的な植林に努めることが必要となります。

第2部

第3部

2) フロン対策

県では、特定フロン等オゾン層破壊物質の大気中への排出量を低減するため、「家電リサイクル法」、「フロン排出抑制法」、「自動車リサイクル法」に基づき、特定フロン等の回収及び適正な処理の推進を進めています。

第4部

第5部

3) 酸性雨対策

県内においては、酸性雨による影響は、まだ観測されていませんが、長期に及ぶ生態系への影響については十分注意し、国及び県が実施している調査結果を注視していく必要があります。

資料編

4) PM2.5 対策

PM2.5（微小粒子物質）については、その発生源が多種多様で、主に越境汚染の影響により環境基準の達成度は、年度によって変わっている状況です。引き続き県が実施している測定結果を注視していく必要があります。

第3部 基本計画

(2) 施策の概要

1) 森林の保全、再生による二酸化炭素吸収源の確保

①乱開発の防止指導：再掲

- 二酸化炭素吸収源としての森林を保全するため、「森林法」等による乱開発の防止等について県と連携し必要な指導を検討します。

②保安林、自然公園等の指定拡大や見直し要請：再掲

- 計画的な森林経営を推進するため、必要に応じ保安林や自然公園区域の指定拡大や指定種類の見直し等について県に要請します。また、県等と連携し、「自然公園法」や「自然公園条例」に基づく自然公園区域の保護に努めます。

③「佐伯市森林整備計画」に基づいた森林整備：再掲

- 森林の計画的な保全、整備により二酸化炭素吸収源を確保するため、「佐伯市森林整備計画」に基づき、関係機関と連携して造林、保育、間伐等、適切な森林整備に努めます。

④豊かな森づくりに向けた取組：再掲

- 山林の地形的条件やアクセス条件等を考慮した上で、これまで人工林として管理してきた河川沿いや尾根部等においては広葉樹林化を図り、地形が緩やかで樹木の成長が早い谷部等においては従来の人工林の造成を図ること等により、二酸化炭素吸収源としての機能も有する多面的機能を持つ豊かな森づくりを推進します。

⑤イベント等を活用した森林保全：再掲

- 森林の保全により、二酸化炭素吸収源を確保するため、関係機関との連携の中で体験型のイベントを活用し、森林の保全に取り組みます。

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

資
料
編

第3部 基本計画

第1部

2) フロン対策の推進

①情報提供

- オゾン層の保護については広く社会的理解を深めていくため、オゾン層の保護やノンフロン製品等に関する情報提供に努めます。

第2部

②適正処理の推進

- 「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」に基づき業務用機器や特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）、自動車の冷媒として使用されている特定フロンの適正な処理を啓発し、推進に努めます。

第3部

3) 酸性雨対策の推進

①酸性雨原因物質の排出抑制

- 県では、酸性雨による影響はまだ確認されていませんが、酸性雨による被害を防止するため、工場、事業場、自動車等からの排出ガス対策により、窒素酸化物等の酸性雨原因物質の大気中への排出抑制に努めます。

第4部

②酸性雨の監視の推進

- 県が調査を実施する測定局の監視結果を注視するとともに、必要に応じ県と連携し、影響調査の実施等の対策を検討します。

第5部

資料編

4) PM2.5対策の推進

- 県が実施している測定結果を注視するとともに、自動車排出ガス中に含まれているばいじんなど、人為起源によるものについては、排出抑制に努めます。

(3) 進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
間伐の促進(年間平均間伐面積)	444.86ha/年	2016年度	500ha/年	2027年度	(現況値) 本市農林課調べ

第3部 基本計画

基本目標5 環境づくりにみんなで参加するまち

環境を守り活かす地域づくりを推進するため、学校や地域における環境教育・環境学習を推進します。また、市民、事業者、行政が緊密な協力・連携のもとに、日常生活や事業活動を通して、自主的かつ積極的な環境づくりを推進するまちを目指します。

基本的施策（1） 環境教育・環境学習をすすめる

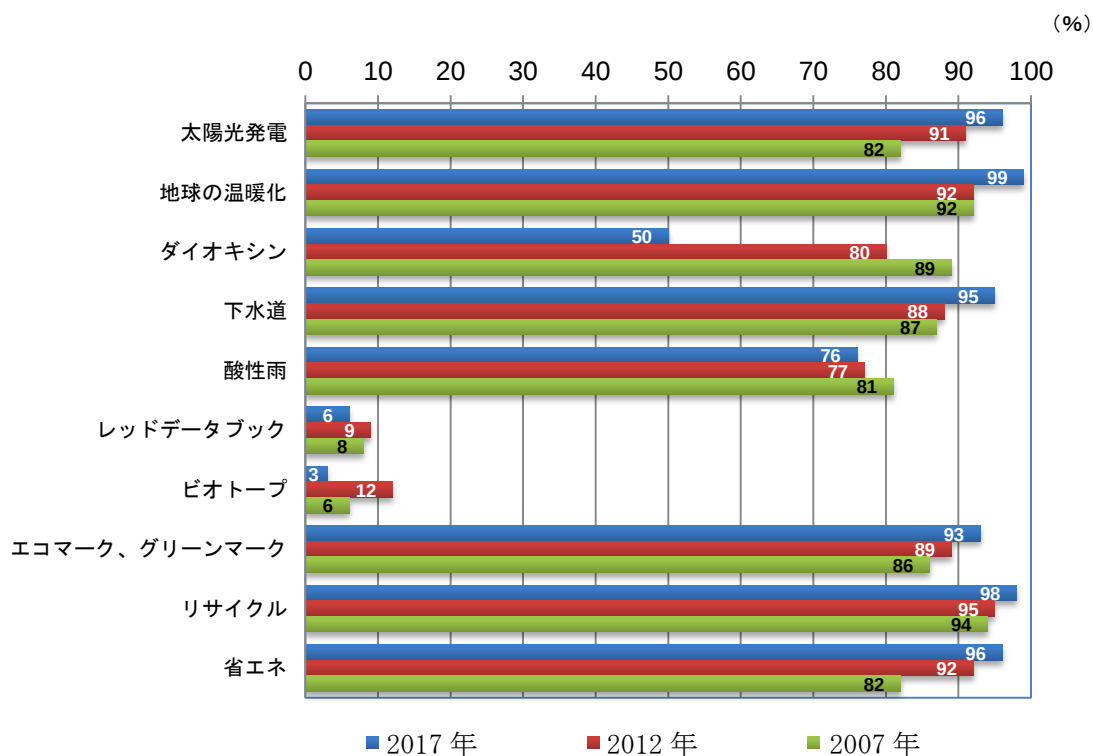
（1）現状と課題

1）環境に関する用語の認知度

中学生アンケート調査の中で、環境に関する用語について尋ねたところ、省エネルギーに関係する用語については、認知率が90%を超えており、用語に対する認知度は高いことが分かります。また、全体を通して平成24年の調査の数値より認知度は高くなっており、環境に対して関心度が高くなったことが伺えます。

一方、「レッドデータブック」、「ビオトープ*」といった難解な用語についての認知度が低く、環境教育・環境学習の推進が必要となっています。

■ 環境に関する言葉の認知度（中学生対象）



第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

2) 豊かな心の育成や社会の変化に対応した教育の推進

平成29年3月に改定された「佐伯市長期総合教育計画（さいき“まなび”プラン2017）」の「子ども・若者に生きる喜びを伝える」という項目の中で、生きる力を育むには、生きる喜びを感じる体験活動が必要とされているため、本市の恵まれた自然環境や豊富な人材を活かして、自然体験や生活の体験、仲間とのコミュニケーション能力の育成を図ることが求められています。

今後、心の教育や社会の変化に対応した教育の推進の一貫として、「佐伯冒険クラブ」、「山っ子クラブ」、「海っ子クラブ」等の自然体験事業や、**こどもエコクラブ***の環境活動による環境教育の推進が期待されます。

写真添付

写真添付

3) 地産・地消

本市では、平成25年3月に、『さいき「食」のまちづくりレシピ ～第2次佐伯市食育推進計画～』を策定し、その中で地産・地消の取組を推進しています。

地産・地消は生産者の顔が見え、安全・安心な地元の農水産物の消費拡大に貢献するとともに、輸送にかかるエネルギー消費が少なく、二酸化炭素の排出も少なくなります。

こうしたことから、新鮮な地元食材を提供するとともに、地球温暖化防止について考え、食べることを大切にする心を養う点では意義があるものの、現状では、量の確保、価格といった問題をかかえています。

(2) 施策の概要

1) 環境情報の収集、提供と活用

① 分かりやすい環境情報の提供

- 市報やケーブルテレビ等を通じ、環境情報について随時提供していきます。
- 市の公式ホームページにおいて、「ごみ」以外に、「地球温暖化」、「光化学スモッグ」、「PM2.5」、「主要な河川の水質」等、環境に関する情報を随時提供します。

2) 学校における環境教育・環境学習の推進

① 「長期総合教育計画」に基づく環境教育の推進

- 各学校の教育課程に位置づけられた環境教育を継続し、体験的な環境教育・環境学習の実践を推進することにより、児童生徒の環境に対する意識の高揚に努めます。

② 施設や環境副読本の活用推進

- 効果的な環境教育を推進するため、「エコセンター番匠」、「クリーンセンター」等の環境関連施設の職場見学・職場体験や環境副読本の活用等に努めます。

3) 地域における環境教育・環境学習の推進

① 体験的な環境教育・環境学習の推進

- 地域における環境教育・環境学習の推進に際しては、市内の各施設等の活用や、地域との連携を通し、河川や地域等のクリーンアップ事業や生き物の観察会などを通じて、体験的な環境教育・環境学習の推進に努めます。

② 環境教育に協力する市民団体への情報提供、技術支援

- 地域の環境教育・環境学習等に協力する市民団体への情報提供や技術支援に努めます。

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

4) 地産・地消の推進

①学校教育における推進

- 学校においては、地元の生産物や地産・地消の環境面での意義（例：輸送にかかるエネルギー消費、二酸化炭素排出量の削減）について情報提供に努めるとともに、総合的な学習の時間において調べ学習に取り組みます。

②市内販売店の協力によるフードマイレージ*の普及・啓発等

- 市内の販売店には、地産地消キャンペーンの協力を募り、消費者には、地場消費の意識づけを行うことによりフードマイレージの普及・啓発等に努めます。

(3) 進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
こどもエコクラブへの参加数	1クラブ	2017年度	5クラブ以上	2027年度	(現況値) 日本環境協会こどもエコクラブ全国事務局調べ
「市民の環境に関するモラル（道徳）」の満足度（評価）	28%	2017年度	45%以上	2027年度	2017年度の市民アンケート調査結果をもとに設定（かなり良い＋やや良いの割合）
「ものを大切にしている」の小学生の実施率	81%	2017年度	90%以上	2027年度	2017年度の小学生のアンケート調査結果をもとに設定
「買い物袋を持っていき、レジ袋を断る」の小学生の実施率	59%	2017年度	66%以上	2027年度	2017年度の小学生のアンケート調査結果をもとに設定

第3部 基本計画

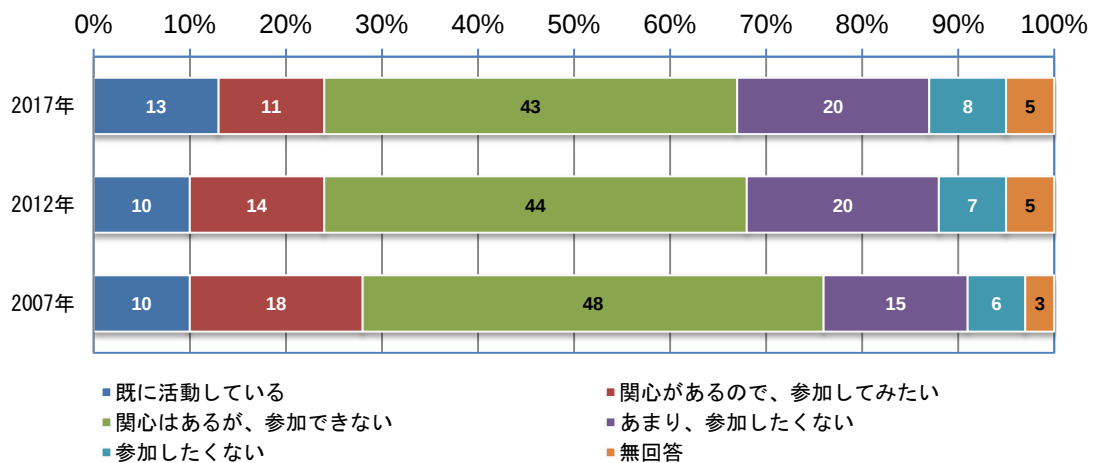
基本的施策（２） みんなで協力して行動する

（１）現状と課題

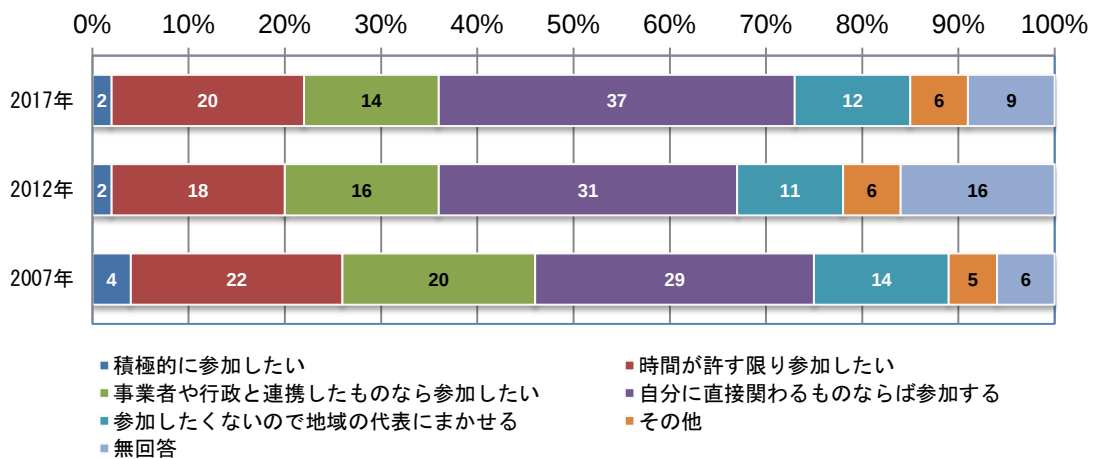
1) 環境保全活動への参加状況

市民アンケート調査の結果、「環境保全活動への参加」の意向について、「既に活動している」と回答した人は、約13%にとどまっています。一方で、「関心はあるが参加できない」と回答した人は約44%、「あまり参加したくない」と回答した人は約20%となっており、前回よりわずかではあるが上昇しています。しかし、依然として低い水準で推移していることには変わりありません。このような人の参加意欲減少の原因を研究し、意識の向上を図るとともに、参加しやすい環境づくり等が望まれます。

■ 環境保全活動への参加意向



■ よりよい環境のための市民活動への参加の意向



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

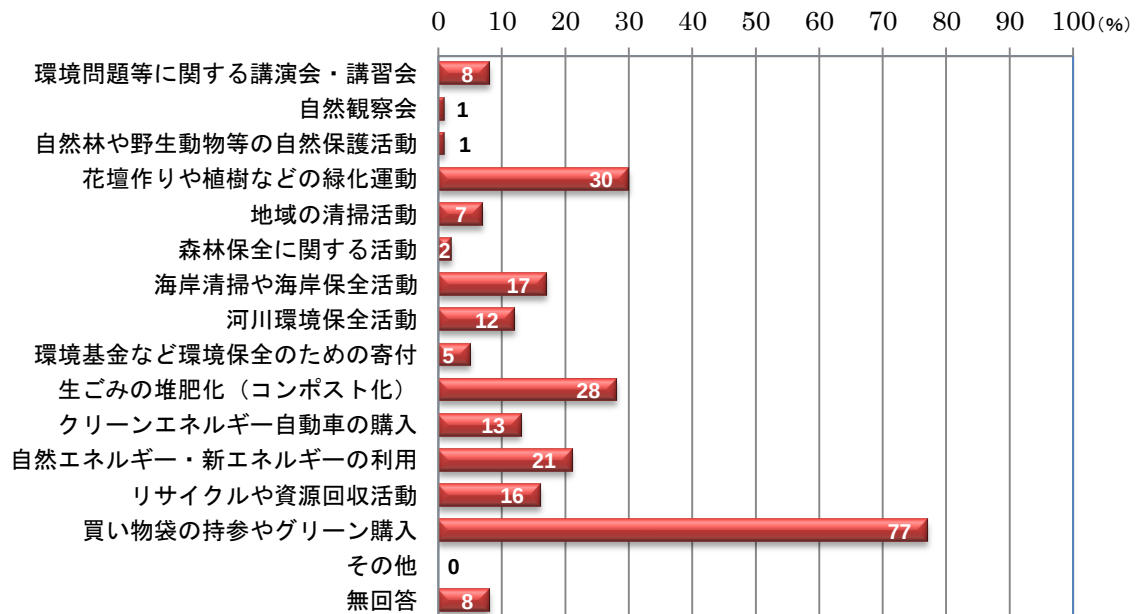
第3部

第4部

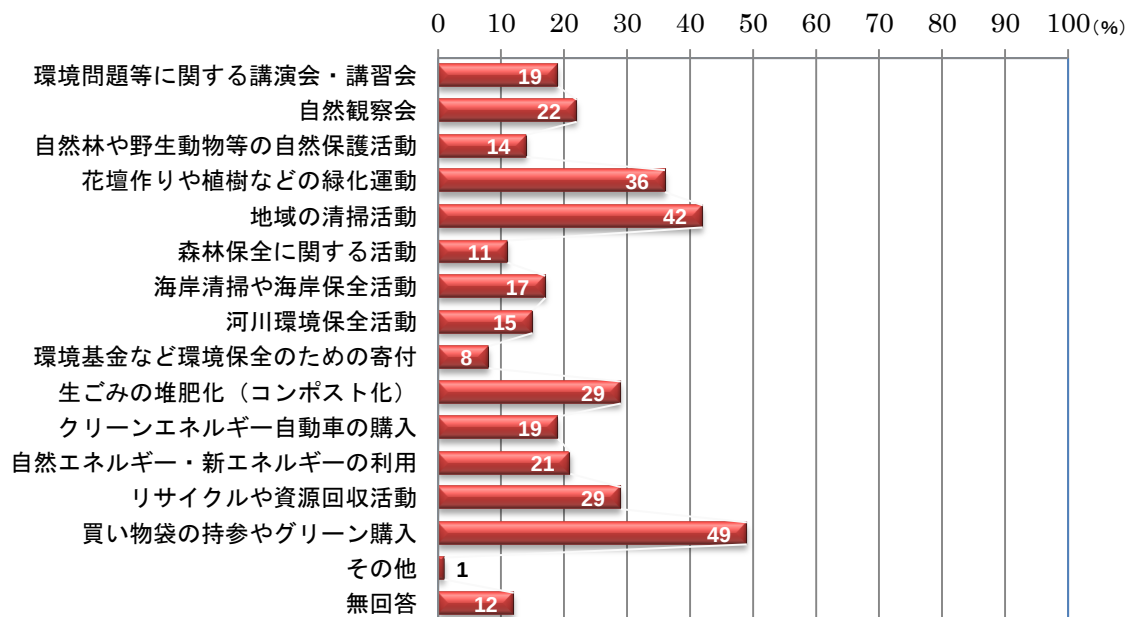
第5部

資料編

■ 現在の活動内容（既に活動している人のみに質問）



■ 今後参加してみたい活動内容（既に活動している人・関心があるので、参加してみたい人に質問）



2) 環境市民団体

本市を活動エリアとして環境に関わる多くの団体が活動しています。市民、事業者、行政が一体となり、貴重な環境資源を保全し、活用していく今後の本市の環境保全活動を考えるとき、重要な役割を担うと考えられます。

(2) 施策の概要

1) 環境 NPO、市民団体の育成

①人材登録制度の推進

- 環境に関する専門的な知識や経験を有するさいき 903 エコマイスターなど環境教育・環境学習を推進する人材の育成と確保に努め、学校、地域、事業者における環境教育・環境学習の推進や環境保全に対する意識の高揚を図ります。

②シンポジウム、イベント等の開催

- 市民、事業者、行政との連携を強化するため、環境をテーマにしたシンポジウム、講習会、イベント等の開催に努めます。

2) 市民による環境保全行動の促進

①おおいたうつくし作戦*の推進

- 県が展開しているおおいたうつくし作戦について、「夏の夜の大作戦（キャンドルナイト*）」や「県民一斉おおいたうつくし大行動*」等をはじめとした様々な取組に市民が積極的に参加できるように推進していきます。

3) 事業者の環境保全行動の促進

①環境マネジメントシステムの導入促進

- 本市での ISO14001* の認証取得は 5 件（平成 29 年度）、エコアクション 21* の認定は 2 件（平成 29 年度）です。事業者の環境マネジメントシステムの導入促進及び構築の支援に努めます。

②「地球温暖化対策実行計画」の積極的な推進と P R

- 本市においては、「地球温暖化対策実行計画」の積極的な推進に努め、エネルギー使用量の抑制による温室効果ガス総排出量の削減等を通じて、事業者にエネルギー消費効率の向上を P R し、地球温暖化対策の積極的な推進に努めます。

第3部 基本計画

第1部

③おおいたうつくし作戦の推進：再掲

- 県が展開している「おおいたうつくし作戦」について、「夏の夜の大作戦（キャンドルナイト）」や「県民一斉おおいたうつくし大行動」等をはじめとした様々な取組に事業者が積極的に参加できるように推進していきます。

第2部

4) コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進

①ふれあい機会の充実、人材の育成：再掲

- 本市に存在する多様な環境資源を活用し、自然観察や農林水産業の体験学習等の自然とのふれあいの機会を通じてコミュニティ活動の活発化に努めるとともに、指導的役割を果たす人材の育成に努めます。

第3部

②団体等の活動支援：再掲

- 自然とのふれあい等を通じたコミュニティ活動や体験交流事業の推進に取り組んでいる団体やボランティアの活動を支援するため、市民等と行政の協働を推進します。

第4部

③地域における環境美化の促進：再掲

- 本市は、海から山に至るまで多様で美しい景観が豊富にあり、これらの景観を保全することが重要です。そこで、地域ごとに定期的な環境美化活動を促進し、清潔で美しいまちづくりに努めます。（クリーンなまちづくり事業、河川愛護デー、さいき903クリーンアップ大作戦）

第5部

資料編

真写添付

平成28年度
さいき903クリーンアップ大作戦で回収した投棄物

第3部 基本計画

■さいき 903 クリーンアップ大作戦実績

年度	実施日	参加人数	ごみ量	天候
2012 年度	2013 年 3 月 3 日（日）	8,838 人	13.7 t	晴れ
2013 年度	2014 年 3 月 2 日（日）	8,182 人	11.0 t	曇り
2014 年度	2015 年 3 月 1 日（日）	2,124 人	2.9 t	雨
2015 年度	2016 年 3 月 6 日（日）	6,861 人	10.0 t	曇り一時雨
2016 年度	2017 年 3 月 5 日（日）	8,359 人	9.8 t	晴れ

（3）進捗指標と数値目標

進捗指標	現況値		目標値		備考
		現況年度		目標年度	
環境保全活動の参加率（再掲）	13%	2017 年度	24%以上	2027 年度	2017 年度の市民アンケート調査結果をもとに設定
ISO14001 認証事業所	5 件	2017 年度	10 件以上	2027 年度	（現況値） 公益財団法人日本適合性認定協会HP（2017 年 9 月現在）
エコアクション 21 認定事業所	2 件	2017 年度	10 件以上	2027 年度	（現況値） 一般財団法人 持続性推進機構（IPSuS）HP（2017 年 9 月現在）

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第2章 重点施策

1 3Rの協働による推進

(1) ごみ処理の現状と課題

本市におけるごみ処理状況は、25 ページ「廃棄物の排出量とリサイクル」で示したように、ごみ総排出量は、平成 17 年度からほぼ横這いで推移しています。一方、リサイクル率は徐々に増加傾向となっており、県平均（20.5%）を上回っています。

平成 15 年度から稼働を開始した「エコセンター番匠」では、集められたごみが熔融処理され、副産物として発生する「スラグ*」や「メタル*」が資源として再利用されています。また、熔融施設の導入により最終処分が必要なものは、ごみ焼却量の約 4 %にまで軽減されています。環境面並びに施設の負荷軽減面から考えた場合、現在の「燃えるごみ」をさらに削減することは不可欠であり、循環型のまちづくりをさらに進めていくためには、本市全域で、3 Rをさらに推進していくことが求められています。

(2) 3Rの推進

1) ペットボトルの分別回収とマテリアルリサイクル*

平成 20 年 4 月から本市全域を対象にペットボトルのマテリアルリサイクルを開始し、飲食用ビン・カンと併せて分別回収を行っています。回収後のペットボトルは、選別・圧縮した後、(公財) 日本容器包装リサイクル協会に全量引き渡しを行い、日本国内でのリサイクルを進めています。

市民や事業者に対しては、回収したペットボトルが少しでもリサイクルの基準に合致するよう、機会あるごとにペットボトルの排出方法を啓発し、協力を求め、継続したリサイクルを進めていきます。

2) レジ袋削減の取組とマイバッグの普及

平成 19 年 4 月 1 日から改正「容器包装リサイクル法」が施行され、容器包装（ガラスびん、段ボール、トレイ、レジ袋等）を年間 50 トン以上使用する事業者には、容器包装排出抑制の取組を定期的に国に報告する義務が課せられるようになりました。当初期待されたレジ袋有料化の法制化は見送られたものの、この法改正をひ

第3部 基本計画

とつの契機として様々な取組が各事業者により開始されています。

県では平成21年6月からマイバッグ持参率80%以上を目標に掲げ「レジ袋無料配布中止」の取組が開始されています。本市内の取組参加店舗（8事業者20店舗）におけるマイバッグ持参率は平均84.7%（平成28年4月～平成29年3月の平均）となっていることから、市民の本事業に対する協力と環境問題の意識の高さがあらわれています。

今後も引き続き、事業者及び関係団体と協働しレジ袋削減の取組を推進するとともに、マイバッグ持参率の向上を図っていきます。

3) ごみの分別方法に関する普及・啓発の推進

環境保全活動を推進するためには、環境教育・環境学習により環境保全意識を高める必要があります。確実に環境教育・環境学習を進めるには、身近な問題で誰にでも関係し、誰にでも取り組めるごみの分別方法を学習することから始めるのが効果的です。

これまででも、ごみ分別の必要性、効果、仕方等について市報、市の公式ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて市民に訴え続けていますが、まだ十分とは言えません。本当にごみ分別の必要性やその効果を理解すれば、もっとごみの分別は徹底されリサイクル率も向上するはずです。

このために、施設見学を通じた小中学生への環境教育活動、婦人会や老人会を始めとする各種団体への出張講座等を行い、ごみの正しい分別方法と排出マナーのさらなる向上を図ります。

(3) 3Rの協働による推進のスケジュール

■ 3Rの協働による推進のスケジュール

区 分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ペットボトルの分別回収とマテリアルリサイクル	ペットボトルの分別回収	→	→	→	→	→
	確実なりサイクルルートへの引き渡し	→	→	→	→	→
	市民・事業者への啓発	→	→	→	→	→
レジ袋削減の取組とマイバッグの普及	レジ袋無料配布中止	→	→	→	→	→
ごみの分別方法に関する普及・啓発の推進	小中学生への環境教育活動	→	→	→	→	→
	出張講座	→	→	→	→	→
	市民・事業者への啓発	→	→	→	→	→

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

2 健全な森づくりに向けた取組

(1) 私たちの生活を支える森林

本市における様々な地域環境問題を考える上で、「緑の社会資本」とも言える森林保全を図っていくことは、欠くことのできない要素といえます。

森林には木材や薪炭燃料を供給する森林資源としての機能があることはもちろんですが、健全な森林が存在するだけで私たちが受けることができる恩恵もたくさんあります。

例えば、山間地における林地の崩壊防止が期待できるとともに、下流域への土砂の流出防止も図られます。また、台風等によって生じる集中的降雨を一時的に森林が蓄え、徐々に河川へと水を供給する「水がめ」としての機能も重要な恩恵の一つです。さらには、世界的な取組が必要となっている地球温暖化対策についても、要因のひとつである二酸化炭素を吸収する機能など、これまで私たちが森林から受けてきた恩恵は計り知れないものがあり、今後も次世代を担う者のために健全な森林を守り、引き継いでいかなければなりません。

しかし一方で、その多くが存在する中山間地においては、人口流出や高齢化などの社会問題を背景に地域活力を失いつつあること、さらに木材価格が長期にわたって低迷していることから、森林の管理が十分に行き届かなくなっています。

このように、複雑な社会・経済的問題を背景とした森林の現状が抱える諸問題の解決にあたっては、行政が主導的に解決への施策を講じていくことはもちろんですが、本市全域を一つととらえた地域社会が森林の大切さを十分に理解し、また自らが主体的に各々の役割を自覚しながら積極的な取組を行っていくことが、将来にわたって安定した社会資本を築いて行く上での重要な鍵となります。

(2) 森林の現状と課題

本市は広大な森林面積を有し、その50%以上が人工林となっており、全国的な平均値と比較しても人工林率が高い地域です。

しかしながら、長引く木材価格の低迷から森林所有者の森林に対する資産的期待感が減衰したことによって、間伐等の保育管理がなされない人工林が増加し、水土保全機能など森林の公益的機能の低下が懸念されています。

また、林業業界においては飛躍的に機械化が進み主伐が行われていますが、それらの高性能林業機械を林地内に持ち込むための作業道が不適切に開設されることによって、林地崩壊や土砂流出が引き起こされる可能性が懸念されているため、森林の伐採による山地災害等を防止するための指針「森林の伐採に関するガイドライ

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

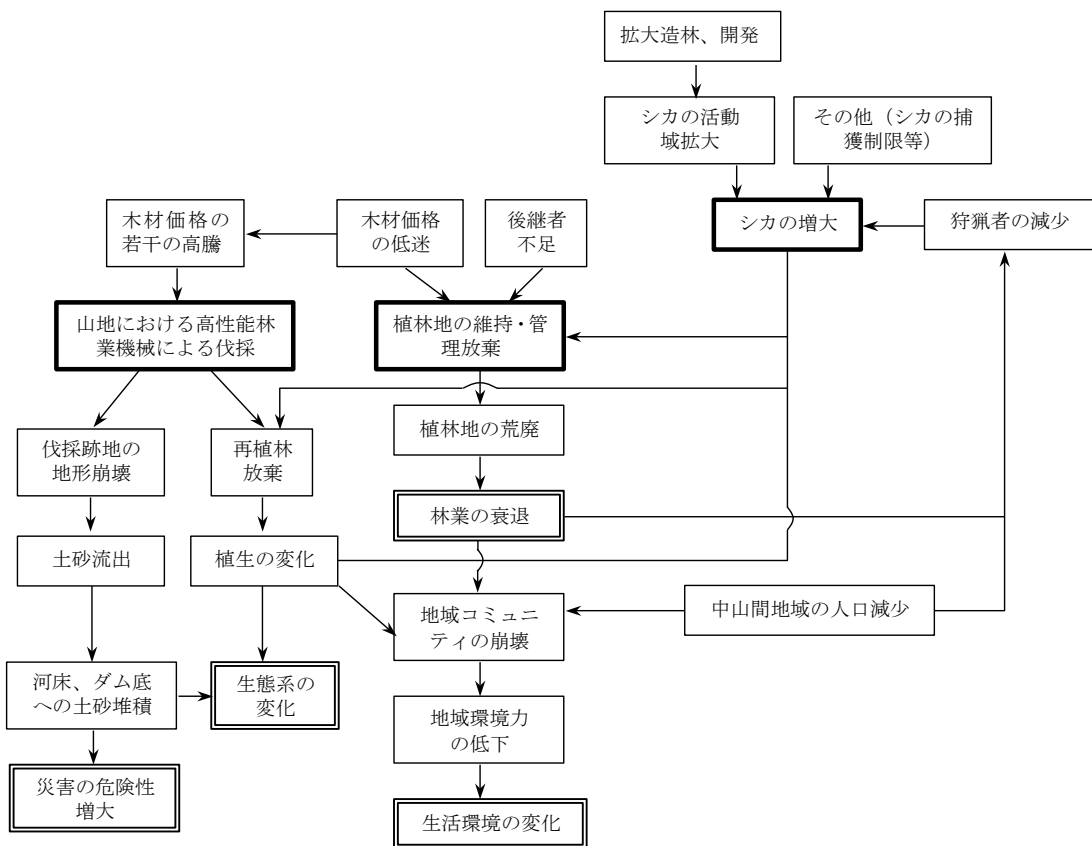
第3部 基本計画

ン」により、伐採を行う者に対して注意喚起を行っています。

主伐*が行われた跡地は、再生林が行われていますが、木材価格の低迷により植栽まで行くと経営上の採算がとれないことや後継者不足等の問題から、中には植栽が行われない未植栽地が発生している現状もあり、水土保持機能をはじめとした森林の多面的機能を持続的に発揮できていない側面もあります。

さらに、主伐後の植栽放棄問題をさらに深刻化させているのがシカによる苗木等の食害であり、森林所有者の人工植栽に対する意欲の減退の大きな要因の一つとなっているため、再生林地鳥獣防護柵（シカネット）の設置に対して、国・県と連携し助成を行っています。

■ 本市における森林の危機に関する関連図



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

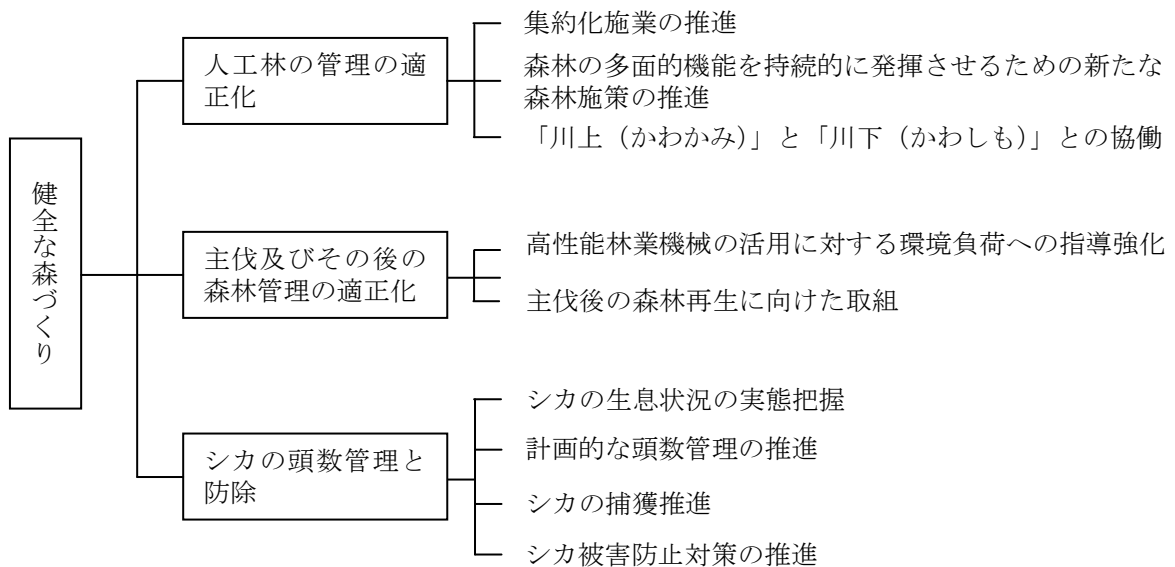
資料編

(3) 健全な森づくりの基本的方向

本市における森林の荒廃に関する問題は、原因と結果が複雑に絡み合い、ひとつの原因を解決すればすべてが解決するというものではありません。この計画では、①人工林の管理の適正化、②主伐及びその後の森林管理の適正化、③シカの頭数管理と防除の3つの事項に焦点を当て、健全な森づくりを推進することとしました。

3つの視点からの施策の体系は以下のとおりです。

■ 健全な森づくりに係る施策の体系



(4) 行動指針の内容

1) 人工林の管理の適正化

① 集約化施業の推進

スギやヒノキ等から成る人工林においては、下刈や間伐等の人為的な保育管理が行わなければ健全な森林に育成することはできません。

しかしながら、森林所有者単位で見ると小規模分散型の所有形態が多く、個別に森林施業を行おうとすると非効率となってしまうことが、十分な保育管理が行われない森林が生じる一因となっています。このため、森林施業地を集約化し一定規模の団地化を図ることによって、保育不足の森林も含めて集約化施業を推進します。

第3部 基本計画

② 森林の多面的機能を持続的に発揮させるための新たな森林施業の推進

戦後の復興ムードの中、過剰な木材の需要に対応するため、昭和31年代以降、国策として全国的に「拡大造林」が展開されました。当時は、林業としての経済性を追求していたことから、極めて長い期間で考慮した際の水土保持機能等が高いとされる天然林を皆伐し、スギ等の成長が早い樹種が植林されました。

しかし今日においては、拡大造林が行われた当時の経済情勢とは大きく変化し、また森林に対する国民ニーズが多様化したこと等から、これからの森林施業の方針は大きく転換されつつあります。

例えば、一度に行う間伐量を極端に増加させることによって林床の受光量を大きくし、人工林の生育を促しながら一方で天然植生の育成を図っていく針葉樹と広葉樹の混交林化や、人工林における標準的な主伐林齢の概ね2倍を目標として主伐林齢を設定した長伐期施業等、積極的な保育管理を行う手間を省きながら健全な森林に誘導できる施業技術の導入が行われようとしています。

さらに今後は各々の林地ごとに、木材生産性を追求すべき林地であるのか、または水土保持機能等の公益的機能を追求すべき林地であるのか等について、森林法に基づく佐伯市森林整備計画策定の中で検証を行うことにより、現在の森林・林業情勢を踏まえた新たな森林・林業経営の再構築を図ります。

③ 「川上（かわかみ）」と「川下（かわしも）」との協働

九州有数の清流である番匠川は、本匠地区を源流として、直川地区から流れ込む久留須川、弥生地区から流れ込む井崎川を合わせながら佐伯地区に至り、さらに堅田川を合わせて佐伯湾に注いでいます。

近年は、荒廃森林の増加に加えて局地的な豪雨の発生等から、川上で生じるヨシなどの河川ごみや森林からの土砂流出や根株ごと流されてしまう立木等の増加により、平野部や海岸部に流出する「**流木や漂流ごみ**」が増加し、とりわけ水産業においては、漁業活動への支障が生じています。

このため、本市全域を含めた地域社会として、川上と川下のお互いが理解し合い、その問題解決が図られるよう各地域が協働し得る場を提供する等、川上と川下間の森林環境保全に対する意識の醸成を図っていきます。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

2) 主伐及びその後の森林管理の適正化

① 高性能林業機械の活用に対する環境負荷等への指導強化

現代の林業においては、その作業の多くは高い性能を持つ林業機械が担うようになり、極めて効率的な作業が可能となっており、林業の健全な発展を図っていく上で、高性能林業機械の活用は避けることができないものです。

また、その使用方法によっては自然環境に大きなダメージを与えかねず、特に作業道の開設行為が土砂流出や山腹崩壊の原因となる可能性が危惧されます。

このため今後は、大規模な主伐が行われる際には、必要な指導を行い、主伐終了後の林地残材の処理状況等について適切な指導を行います。

写真添付

写真添付

② 主伐後の森林再生に向けた取組

本市の人工林は、その多くが収穫期を迎えており、また国の方針によって木材自給率の向上に向けた各種施策が講じられている中で、主伐は引き続き活発に行われるものと思われます。

このため、森林の多面的機能を持続的に発揮させる観点から、主伐跡地の再造林を推進するための助成措置を講じ、森林所有者の造林意欲の醸成を図ります。特に、下流域に民家や道路等の保全すべき対象が隣接する林地については、林地の荒廃による土砂流出や山腹崩壊等の災害を未然に防止するため、植栽を行うよう森林所有者に指導を強化していきます。

3) シカの頭数管理と防除

① シカ生息状況の実態把握

シカによる農林産物被害は全国規模の大きな問題となっています。森林施業を行ううえでも、スギやヒノキの皮を剥がされたり、植林した苗木が食害のために全く育たない等、多くの被害を受けています。

このように、シカ被害が急激に拡大した主な要因として、個体数の過剰増加が考えられます。現在、シカの生息状況の実態については、環境省の「種の多様性調査」平成13,14年度や特定鳥獣保護管理計画によりある程度把握されており、本市管内の生息数は、推計値ではおよそ1万4千頭程度ではないかとみられています。しかし、毎年のシカ捕獲頭数から考慮しても推計値を超える頭数が生息しているのではないかと考えられます。

② 計画的な頭数管理の推進

現在、本市管内のシカ生息状況は依然、適正な頭数とは言えません。この数年間、有害鳥獣捕獲事業による捕獲圧強化を図っており、シカの捕獲頭数は大幅に増加し個体群の抑制に効果が見られますが、生息密度は依然高く、十分な被害減少効果が得られていないのが現状です。本来であれば、適正な生息頭数は3頭/k㎡と言われていますが、現状としては、第二種特定鳥獣管理計画によると16頭/k㎡を越えているとみられます。この過剰に過密した生息数を適正に管理していくため、前項の実態把握結果と本市の自然環境特性、農林業の将来像等の関係を踏まえ、本地域における森林管理や野生動物保護管理の観点からみた適正な頭数の客観的評価を行い、この評価結果に基づき、計画的に捕獲を進めていくことで、5年後には、生息頭数を適正頭数3頭/k㎡にまで減らすことを目標とし、計画的な頭数管理を進めていきます。

写真添付

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

③ シカの捕獲推進

農林作物のシカ被害を防ぐ方法の一つにワナや銃による捕獲が上げられ、最も確実な防除方法として推進しています。猟友会の協力のもと、捕獲意欲の向上を図る報償金措置、継続的な捕獲のための駆除の通年化、シカが多数生息する地域で集中的に駆除を行うことを可能とする捕獲区域の全域化を導入する等、シカの捕獲圧を強化しています。今後も適正な生息頭数を目標に効率的かつ効果的なシカ捕獲を継続して行います。ただし、労力的コスト、狩猟者の高齢化・減少により現状の体制を維持するには狩猟者の育成も同時に考えていかなければなりません。

④ シカ被害防止対策の推進

農林作物のシカ被害を防ぐ方法の一つに防護柵の設置が上げられます。

農林作物をシカによる食害から防護するため、高さ1.6m程度の防護柵などが用いられていますが、コスト面での負担が大きい等の問題があります。この対策として、県及び市による防護柵に対する補助事業を実施しています。防護柵の設置を促進することで農林作物を守り、集落に住み着いたシカを本来の拠点である森林へと戻します。

今後も有害鳥獣捕獲と並行しながら被害防止対策を引き続き一層強化を図りながら取り組むことで、農林被害の根絶と健在な森づくりの検討を進めていきます。

(5) 行動の推進に向けた取組体制

これまで本市においては、森林が各個人の資産であることを前提とした林業の振興を主眼において各種施策を講じてきました。

しかしながら、森林の有する多面的機能の発揮がますます期待されている中で、林業振興施策の実行と並行して、森林の公益的機能を発揮させるための森林保全施策を講じるためには、関係機関による緊密な連携が必要となります。

3 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの推進

(1) 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク

ユネスコエコパークは、「生態系の保全」と「持続可能な利活用」の“調和”（自然と人間社会の共生）を目指し、昭和51年にユネスコ（国連教育科学文化機関）が始めた事業です。正式名称は生物圏保存地域（Biosphere Reserves: BR）ですが、日本では平成22年から通称として「ユネスコエコパーク」を使っています。登録数は120か国669件（平成29年6月現在）となっており、日本の登録件数は9件（「志賀高原」、「白山」、「大台ヶ原・大峯山・大杉谷」、「屋久島・口永良部島」、「綾」、「只見」、「南アルプス」、「祖母・傾・大崩」及び「みなかみ」）です。登録地域は、地域の豊かな自然環境を守りつつ、かつ、自然や文化を活かし発展を目指すモデルとして注目されています。

本県と宮崎県にまたがる祖母・傾・大崩山系とその周辺地域は、平成29年6月14日にユネスコエコパークに登録されました。登録エリアは、本市・竹田市・豊後大野市、宮崎県延岡市・高千穂町・日之影町の6市町に及び、**急峻***な山岳地形や美しい渓谷など、独特の景観美と原生的な自然が広がる地域です。

また、**照葉樹林***から**夏緑樹林***までの幅広い植生が見られるほか、ニホンカモシカやソボサンサンショウウオなどの絶滅の危機にある動物も生息する希少な場所としても知られており、そこに暮らす人々は、昔からこの豊かな自然を敬い、守り、上手に活用しながら生活してきました。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、「**尖峰***と渓谷が育む森と水、命の営みを次世代へ ～自然への畏敬をこめて～」を活動理念とし、この地域の豊かな自然環境のほか、自然への畏敬の念とともに発展を遂げてきた人々の営みをしっかりと次世代に継承するため、地域が一体となって自然環境の保全や地域の振興に取り組むこととしています。

これを踏まえ、本市では、「貴重な生態系の持続的な保全」、「自然に学び、親しむ次世代の育成」、「自然と共生する新たなツーリズムの展開」を、重点施策を推進していく上での、基本方針と位置づけ、地域の人々をはじめ多くの市民が誇りに思う祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの自然環境と人々の営みを、次世代へ継承することを目指します。

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

(2) 3つの機能と地域

ユネスコエコパークでは、「生態系を調査、研究し、保全する」機能、「学術的研究や教育・研修を支援する」機能、「自然と共生しながら経済や社会が持続的に発展する」機能の3つの機能を相互に関連させつつ、発揮していくことが求められています。そのため、ユネスコエコパークのエリアを、法律やそれに基づく制度によって厳格に保護し、長期的に保全する「核心地域」、核心地域に悪影響を及ぼさない範囲に限った資源の利用や環境教育・環境学習の場としての活用を行うことにより、核心地域の**バッファ***としての機能を果たす「緩衝地域」、人々が居住し、自然と共生しつつ地域社会や経済の発展を目指す「移行地域」の3つに**ゾーニング***し、自然と人間社会の共生を目指します。

本市における登録地域

核心地域：傾山山頂付近

緩衝地域：藤河内溪谷上流、傾山登山道付近

移行地域：上記を除く全ての宇目地域。



(3) 取組の方向性

「尖峰と溪谷が育む森と水、命の営みを次世代へ
～自然への畏敬をこめて～」

1) 貴重な生態系の持続的な保全

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、照葉樹林から夏緑樹林までの日本列島の幅広い植生と豊かな動植物相をもつ、極めて多様な生物種の宝庫です。本地域では、祖母傾山系の急峻な山岳地形や、地史が生み出した複雑な地質・地形に加え、地域住民の山や自然に対する信仰や畏敬の念が要因となり、奥山地域の原生的自然環境が守られてきました。

また、複雑な地形の制約により様々な土地利用形態が生まれるとともに、地域住民の高い自然環境保全意識のもと、住民主体の自然保護活動が活発に行われてきた結果、原生的自然環境が残された核心地域、緩衝地域に限らず、人々が生活する移行地域にも貴重な種が生育・生息する生物多様性の高いスポットが広範囲に分布しています。

これらの貴重な生態系を持続的に保全していくには、法的・制度的保護をしっかりと行いつつ、継続的な調査研究活動によって得られた知見をもとに、保護・保全の体制を充実していくことが必要です。

本市では、九州大学持続可能な社会のための決断科学センターと連携した生物調査に取り組むほか、自然環境保全や生物多様性の重要性が理解されるよう地域住民への普及啓発を継続、充実させるとともに、地域住民団体等による自然環境調査や環境保全・保護活動など地域住民が主体となった環境保全の取組を推進していきます。

2) 自然や伝統・文化に学び、親しむ次世代の育成

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、さまざまな住民団体により、子どもたちを交え、自然環境の調査活動や保全活動のほか、自然への畏敬の念を継承し、地域住民の結束や地域のアイデンティティ*の象徴にもなっている民俗芸能の伝承活動が熱心に行われています。

本市では、現在当該地域の児童生徒を対象に、自然観察会や自然体験キャンプ、

第3部 基本計画

第1部

神楽・唄げんかなど伝統芸能の学習を行い、将来の担い手の育成を行っていますが、今後、緩衝地域の学びの場として活用し、市内の全ての児童生徒を対象としたユネスコエコパーク学習会や、エコツアーの実施などにも取り組んでいきます。

第2部

3) 自然と共生する新たなツーリズムの展開

ユネスコエコパーク登録により6市町連携の構成やブランドネームを活用し、自然体験プログラムの充実、自然環境知識を有するガイドの養成、広域観光ルートの形成などに取り組み、自然体験や癒しを軸とするツーリズムを振興することによる、時代に即した自然環境の持続的利活用による地域の発展を目指します。

本市では、登山やトレッキング、藤河内溪谷を核としたキャニオニングやフォレストアスレチックなど自然の魅力を体感することのできる新たなツーリズムによる誘客を増やし地域活性化を図ります。

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

4 「日本一の花のあるまちづくり」に向けた取組

(1) 花のあるまちの現状と課題

本市は、番匠川水系をはじめ、多様で豊かな自然環境に恵まれており、その豊かな自然から生み出される産物や地域資源などを活用した、花活動に取り組んでいる個人や団体等も多く、自宅や学校・企業などで、花を活かした取組を積極的に行っています。一方で、この豊かな自然を守り、花活動をとおして地域資源などを活用していくことが、**地域コミュニティ***の推進、本市の活力につながると考えています。しかし、未だに地域間での交流・情報共有は行われておらず、各地域の中だけで花づくりを続けている状況です。また、多くの優れた自然はあるが、開発・合併などの影響もあり、豊かな自然や伝統文化などの保護や育成活動にもバラツキが生じ、地域の個性や受け継ぐ心も失われつつあります。そのため、地域間の情報交換や交流等を行うことで、本市の優れた自然を活かすことを考える必要があります。

今後、市民の「花」や「緑」に対する思いを、市民全体で共有し、未来に引き継いでいくためにも市民、企業、行政が一体となり持続可能な基盤を整え、人づくり・まちづくり・環境づくりに取り組んでいく必要があります。

(2) 各地域の特色を活かした花のあるまちの推進

1) 懇話会の取組と既存事業の拡充

合併前の1市8町村からなる本市では、平成24年度、多くの市民の強い要望を受け、合併後に一度、終了していた「**花のあるまちづくり**」の取組を再度開始し、以降、本市の花に対する熱意や意識は年々高くなっています。しかし、一方で、地域間での情報交換や交流はほとんど行われておらず、今後、共通の認識をうまくまとめることが大切であると考えます。

また、「第2次佐伯市総合計画」、環境部門の柱となる「**日本一の花のあるまちづくり**」は、各地域にある花名所を活かしつつ、地域で活動をする人たちの「**輪**」を1番に考えた、「**人づくり**」の取組です。そのためには、各地域の特性を活かした花環境を整え、それに携わる全ての人々が共通の認識を持ち取り組むことが必要となります。

今後、共通の認識を持って、各地域の「**花のあるまちづくり**」について考える懇話会を開催していく中で、既存の事業の拡充や花事業の推進などについて話し合い、その地域にあった環境づくりに取り組んでいく必要があります。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

《各地域の花づくりの様子》

第2部

写真添付

写真添付

第3部

2) オープンガーデンの登録の推進と情報発信

自宅の庭など各家庭で花を育てている個人の方を対象に、オープンガーデンの登録の推進を行い、個人で積極的に取り組んでいる方の支援を行うことは、花による“人づくり”として必要なことです。そのことにより、組織的な情報の交流を行えるようになり、個人から地域へ、地域から本市全体へとつなげていくことを目標に、1つの「輪」としての取組を推進します。

また、花マップやオープンガーデンを活用して、市内外の方々に広く情報発信を行い、多くの方に自分たちの育てた花を見ていただくことで、励みになり、維持・管理をする方々の一層の活力となります。

第4部

第5部

資料編

3) 花のおもてなしの推進

本市の各地域にはそれぞれ既存の花名所が存在し、地域の方をはじめ、ボランティア等の管理のおかげで、毎年、綺麗に咲いており、地域における「花のあるまちづくり」となっています。そこで、これまで以上の、「花のあるまちづくり」を目指し、「花のおもてなし」を推進するために、本市の玄関口である佐伯 IC や佐伯堅田 IC などの高速道路の降り口や駅、駅前などに花壇やプランターを設置し、「花いっぱいのもち」を推進します。本市に訪れた多くの方々が、花いっぱいであるおいや安らぎを感じていただけるよう、地区や周辺企業などと共同で取り組み、管理・推進を行っていきます。そのためには、地区のボランティアの方々や企業などの協力と、地域のボランティアの育成に積極的に取り組んでいく必要があります。

第3部 基本計画

【本市の主な玄関口の現状】

① 佐伯 IC

本市の一番の玄関口であり、多くの利用者がいます。周辺にボランティアで花に取り組みたいという方はいるが、花壇など植栽できる場所が少ない。以前行った「**花のあるまちづくり**」に関するアンケート調査でも、「佐伯 IC の降り口に花を植栽してほしい。」という要望もあったため、積極的な推進が必要となります。

写真添付

② 佐伯堅田 IC

総合体育館など体育施設や研修宿泊施設「はぐくみ」などが集積している総合運動公園が周辺にあり、スポーツ大会など子ども連れで賑わっており、多くの利用者がいます。

既存のボランティアが積極的に花壇に花を植栽しているため、それらの支援が必要となります。また、おおいたうつくし作戦の県南地域の重点ポイントともなっているため、県と連携して推進していく必要があります。

写真添付

③ 佐伯駅

電車やバスなど日々利用する公共交通機関が集まっており、多くの方が利用している。

駅の方の協力や地区などの協力を得て、花の植栽・管理に取り組む必要があります。

しかし、近くに花壇などが少ないため、植栽にはプランターの植栽など周辺との調和も考えながら植栽する必要があります。

写真添付

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

4) 花木と多年草の活用

本市は、これまで地域に根差した様々な花や木などを植栽し、「**花のあるまちづくり**」を推進してきました。そうした中、多くの課題などに直面し、それらについて地域の方と考えた事を、今後の「**花のあるまちづくり**」に生かしていく必要があります。本市では、この先10年後、20年後に、より快適で住みやすく、管理のしやすい「**花のあるまちづくり**」に取り組んでいくために、花木と多年草を活用し、綺麗で住みやすい環境づくりに取り組むことが必要となってきます。

今後、個人で花の植栽に取り組む方や、景観作物の植栽を行う農家の方、企業、などと共に、各地域の土地と調和したストーリー性のある「**花のあるまちづくり**」に取り組んでいく必要があります。さらに、花木・多年草を活用していく上で、必要不可欠となるのが、花・花木の管理となります。これら植栽した花や花木の管理についても、精査した上で植栽に取り組んでいくことが大切となってきます。

写真添付

写真添付

5) 構想の策定と推進

今後の「**花のあるまちづくり**」の活性化を、市民が一体となって取り組んでいくために、本市では、【**さいき花活構想(仮称)**】の策定に取り組んでいきます。この構想は、九州一広い本市が、「住みたい」「訪れたい」と思えるような、「花」と「緑」の魅力に満ちた美しいまちとなり、暮らしやすくなるような人づくり・環境づくり・まちづくりの推進を行うことを目標としています。また、花の現状についての認識を共有し、市内各地域で活動を行っている花団体の結束を強化し、10年後、20年後に綺麗で美しく、市内外の方々が訪れたいまちとなるように、市民と協働した新しい花の名所(景色)づくりを推進していくことに重点を置きます。

5 地球温暖化防止に向けた取組

(1) 地球温暖化の現状と課題

地球温暖化により、これまでにない気象現象の増加、地上気温・海面の上昇や自然生態系、農林水産業、健康への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されています。次世代へ向けての地球温暖化防止対策として、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の進行を緩和する取組や、温室効果ガスを排出しない**再生可能エネルギー***の導入など、「低炭素社会づくり」を推進する必要があります。

本市においては、市域全体から排出される平成26年度の温室効果ガス排出量は983千tCO₂であり、部門別では、産業部門（55.4%）が最も多く、次いで運輸部門（16.7%）、家庭部門（13.8%）、オフィスなどの業務部門（12.8%）、廃棄物部門（1.3%）となっています。また、本市全体の温室効果ガス排出量の推移は、平成17年度比で2.4%の増となっています。中でも、家庭部門（41.7%増）、オフィスなどの業務部門（55.6%増）が特に排出量が増加しており、家庭や事業所などにおける環境への負荷の軽減に対する取組が急務となっています。

今後、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」に加えて、地球温暖化による影響を軽減するための「適応策」についても、検討を進めて行く必要があります。

(2) 低炭素型の地域づくり

1) 「第3期佐伯市地球温暖化対策実行計画」の推進

本市では、「温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）」第21条に基づき、平成29年3月に、「第3期佐伯市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。本実行計画では、平成35年度（2023年度）までに温室効果ガスの総排出量を11%（平成27年度比）削減を全体目標とし、個別目標ごとに数値目標を掲げています。また、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの活用」、「ごみ減量化推進と処理施設の適切な運転」、「職員の意識の向上及び行動の推進」を、目標の達成に向けた重点事項と位置付け、その具体的な取組として、「省エネルギー対策」、「省資源対策」、「物品購入の取組について」を定め、それぞれに職員の環境配慮行動等を明示しています。

また、本実行計画に掲げた取組を実践するにあたり、職員等一人一人の地球温暖化に対する意識が重要となるため、エコ推進員の配置や、職員等の研修会の実施など、職員等の研修・啓発を行っています。

第3部 基本計画

第1部

《個別目標》

全体目標の達成に向け、次のとおり個別設定項目ごとに**数値目標**を掲げます。

個別設定項目	数値目標
すべての施設 (ごみ処理関連施設を除く。)	6% (1, 221tCO2) 以上削減
ごみ処理関連施設	電気・燃料の燃焼に伴う排出 6% (434tCO2) 以上削減
	ごみの焼却に伴う排出 23. 2% (3, 329tCO2) 以上削減
公用車・船舶	1. 4% (10tCO2) 以上削減

第2部

第3部

第4部

2) 温暖化対策の体制・支援づくり

事業所における環境マネジメントシステムに関する専門的知識・経験を有するアドバイザーの人材確保や派遣、環境に関する研修など、環境マネジメントシステムの導入促進及び構築の支援に努めます。

市民アンケート調査（事業所）の結果、ISO14001、エコアクション 21 とともに、認知度は高くなっているが、認証取得件数はあまり伸びていないのが現状です。

本市に所在を置く事業所で、平成 29 年 9 月末の ISO14001 認証取得数 5 件、エコアクション 21 認証取得数 2 件であり、今後、より一層の認証取得を推進し、事業所における省資源・省エネルギー行動の実践及び省資源・省エネルギー型施設整備を促進します。

第5部

資料編

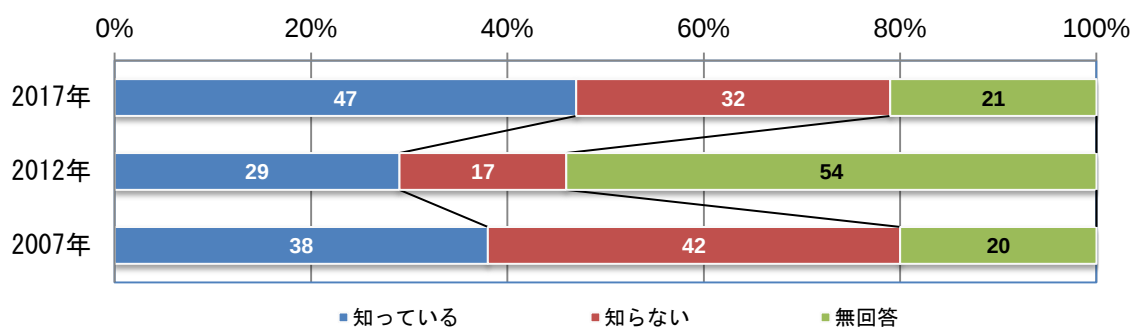
【環境マネジメントシステム等について】

① 認知度

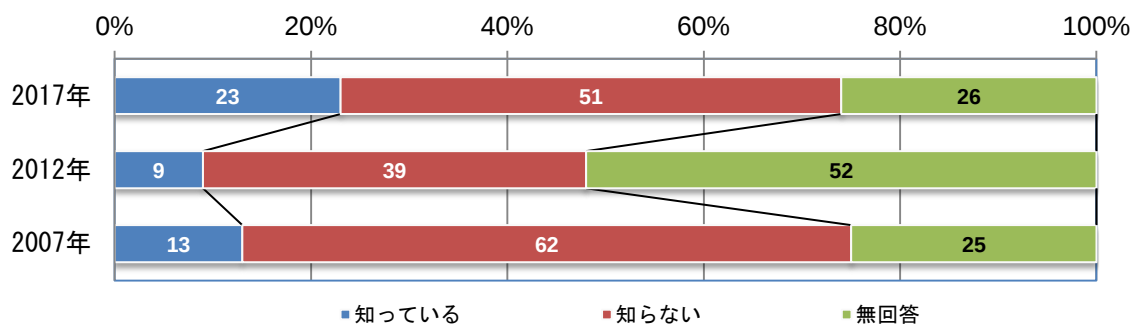
市民アンケート調査（事業所）で、環境マネジメントシステムについて聞いたところ、認知度について「知っている」と回答した事業所は、ISO14001 が 47.0%（平成 24 年比 18.3 ポイント・平成 19 年比 8.9 ポイント増）、エコアクション 21 が 23.0%（平成 24 年比 13.8 ポイント・平成 19 年比 9.9 ポイント増）となっています。

第3部 基本計画

■ ISO14001 の認知度



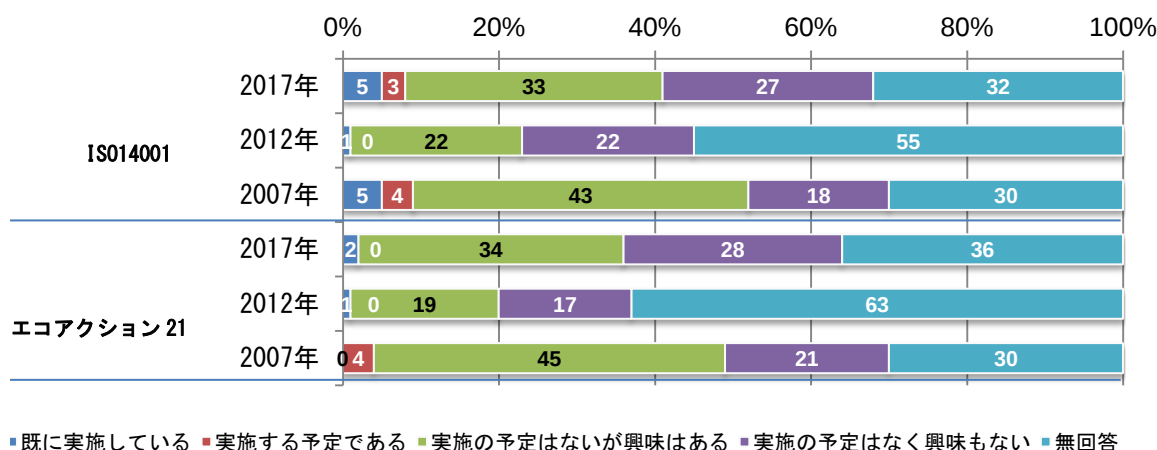
■ エコアクション21の認知度



② 取組状況と今後の意向

市民アンケート調査（事業所）の結果、ISO14001の認証取得状況及びエコアクション21の認定状況と、今後の意向について聞いたところ、「実施の予定はないが興味はある」と回答した事業者が前回より10ポイント以上増加しています。

■ ISO14001 及びエコアクション21の取組状況



■既に実施している ■実施する予定である ■実施の予定はないが興味はある ■実施の予定はなく興味もない ■無回答

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第3部 基本計画

第1部

3) クールチョイス*の取組の推進

平成29年7月1日から開始した、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す新しい国民運動である「COOL CHOICE（クールチョイス）」を推進し、低炭素型の地域づくりに結びつけて行きます。

第2部

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」。

例えば、高効率な照明（LED）に替える、公共交通機関を利用する、という「選択」。

第3部

例えば、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」。

第4部

4) エコエネルギー導入について

エネルギーを巡る環境は、東日本大震災を契機に大きく変化し、国においては、平成26年4月に「再生エネルギーの導入加速」が重要な施策の一つされる、「エネルギー基本計画」が策定されました。

本市では、公共施設等のエコエネルギーの導入や、家庭用の太陽光発電の設置が進んでおり、平成28年度末の家庭用の太陽光発電の普及率は、13.4世帯に1基で、当初の目標（20世帯に1基）を大きく上回っている状況となっています。一方、平成28年11月には、国内最大級のパーム椰子殻（PKS）を主燃料としたバイオマス発電所が稼働しています。この稼働による環境への負荷については未知数な部分が多く、地域住民の要望等を踏まえ、見守っていく必要があります。

今後、本市における地産地消型の木質バイオマス発電・熱利用の推進や、災害時における多様なエネルギーの確保・導入の推進も含めて、検討が必要となります。

また、本市は多様で豊かな自然に恵まれており、新たなエコエネルギー等の導入にあたっては、自然環境や景観、生活環境が損なわれないよう、地域での調和や共生を十分考慮するとともに、地域住民の理解を得る必要があります。

資料編

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

第1章 日常生活、日常業務における環境配慮

本章で示す行動指針は、市民、事業者、行政のための、日常生活や事業活動での具体的な環境配慮ポイントを行動指針としてまとめています。以下に示す「■ 行動指針と施策の関係」は、各主体別の環境配慮事項と第3部で示した施策との関係を示しています。

■ 行動指針と施策の関係

				施策の展開																		
				基本目標・基本的施策										重点施策								
				活かすまち	守れた自然を育み、	優れた自然を育み、	型のまち	暮らしを大切に	ものを大切に	まいにちを大切に	歴史文化を大切にする	地球環境に貢献	将来の世代を思いやり、地	環境にやさしい取組をすすめる	環境教育・環境学習をすすめる	みんな協力して行動	3Rの協働による推進	健全な森づくりに向けた取組	祖母・傾けた取組	日本一の花のあるまちづくりに向けた取組	地球温暖化防止に向けた取組	
				み、活かす	海・山・川を守り、育む	生育空間を守り、育む	多様な動植物の生息・生育空間を守り、育む	公害のない住みよいまちをつくる	可能なまちをつくる	ものを大切にし、持続可能なまちをつくる	美しく快適なまちをつくる	歴史や文化を大切にす	省資源や省エネをすすめる、地球温暖化をふせぐ	地球にやさしい取組をすすめる	環境教育・環境学習をすすめる	みんな協力して行動	3Rの協働による推進	健全な森づくりに向けた取組	祖母・傾けた取組	日本一の花のあるまちづくりに向けた取組	地球温暖化防止に向けた取組	
環境配慮事項（行動指針）	市民	家	台所				●	●					●									●
			居間						●				●									●
			洗濯、掃除、風呂、トイレ					●	●				●									●
			住まい					●		●			●									●
			家を造る時						●		●		●					●				●
			家の周辺	●	●			●	●	●	●			●	●	●	●	●		●	●	●
		出かける時	車					●	●					●								●
	買い物							●					●				●				●	
	市民団体	得意分野、専門分野を活かす			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		団体間のネットワークを活かす			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	事業者	基本的な配慮事項	省エネ											●								●
			省資源、グリーン購入						●					●								●
			地域の環境に貢献					●		●			●			●	●	●		●	●	●
			環境マネジメントシステム	ISO14001、エコアクション21等				●	●	●			●	●	●							●
	行政	基本的な配慮事項	市民、事業者の取組支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
各種施策、事業の推進			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
本市自らが率先して実行						●	●	●				●	●	●	●						●	
地球温暖化対策実行計画							●					●									●	

※関連が深いものに●印をつけています。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

第1部

1 市民

(1) 家での環境配慮

【台所では…】 (食育としての環境配慮含む)

1) ごみ減量に関わるもの

- 料理は適量を作ります。
- ごみの分別は、ルールに沿って行います。
- 生ごみの堆肥化を進めます。
- 「食べきり」「使いきり」「水きり」の「3きり」を徹底します。
- 必要な素材を必要なだけ買います。

2) 省エネルギー、節水等に関わるもの

- ガスコンロの炎は、やかんや鍋の幅内に収まるように調整します。
- 電気ポット、電気炊飯器での長時間の保温は控えます。
- 冷蔵庫の扉を開ける時間と回数を減らします。
- 熱いものは冷ましてから冷蔵庫に入れます。
- 冷蔵庫は日光の当たらない場所に置き、周囲には少し隙間をあけて置きます。
- 換気扇の汚れは、日頃からこまめに落とします。
- 地元で採れた旬の野菜を使います。
- 洗い物をするときなどこまめに蛇口を閉めます。

3) 生活排水対策に関わるもの

- 揚げ物は少ない油で揚げます。
- 油を排水口に流さないようにします。
- 洗剤の使用量は控えめにします。
- 環境にやさしい洗剤を使用します。
- 生ごみなどを排水溝に流さないようにします。
- 食器や鍋に付いた汚れは、新聞紙やヘラで落としてから洗います。

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

【居間では…】

1) ごみ減量に関わるもの

- 物を大事に長く使い、再利用する心を子どもに伝えます。

2) 省エネルギーに関わるもの

- カーテンやブラインドをうまく使って、室温を効率よく調節します。
- エアコンの設定温度は控えめ（冷房時 28℃以上、暖房時 20℃以下を目安）に設定します。
- エアコンのフィルターは、こまめに掃除します。
- エアコンの室外機は、風通しがよい、直射日光の当たらない場所に置きます。
- 電気カーペットはカーペットなどを使って熱効果を高めます。
- 電気こたつは、掛け布団や敷き布団で保温性を高め、効率よく使います。
- 照明は、白熱灯や蛍光灯を控え、LEDを使います。
- 電球や照明器具の汚れを拭き取り、明るさを保ちます。
- テレビやビデオのスイッチを切るときは主電源から切ります。
- テレビやステレオの音量に気をつけます。
- 充電器は、充電時以外は切ります。

【洗濯や掃除、お風呂、トイレでは…】

1) 省エネルギー、節水等に関わるもの

- お風呂の残り湯は、有効に再利用します。
- お風呂は間をあけずに、続けて入ります。
- お風呂からあがるときはふたをし、保温に努めます。
- シャワーやかけ湯をするときは、流しっぱなしに気をつけます。
- 歯磨きやシャンプー中は、蛇口やシャワーを止めます。
- 掃除機をかけるまえに部屋を片づけて、使用時間を短縮します。
- 掃除機のフィルターは、きれいにします。

2) 生活排水対策に関わるもの

- 汚れやシミはすぐに処置して、洗剤の使用量を減らします。
- 洗濯物と水と洗剤は適量を守ります。

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

資
料
編

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

第1部

【住まいでは…】

1) 省エネルギー、節水等に関わるもの

- 庭では雨水をためて、水やりや打ち水などに使います。
- 洗車するときは、水や洗剤の使用を少なくします。

第2部

2) 景観との調和に関わるもの

- 庭やベランダに花や緑を増やします。

第3部

3) 地域美化に関わるもの

- 出したごみが動物などに荒らされないようにします。

4) その他

- 庭では、水が地面にしみこむように、土や透水性の高いものを使用します。
- 殺虫剤や除草剤の使用を控えます。
- 楽器の演奏などは時間帯などに気をつけます。

第4部

【家を造るときは…】

1) 省エネルギー、節水等に関わるもの

- 夏涼しく、冬暖かい間取りや構造、素材を採用します。
- 雨水をためて、庭の打ち水や植木の水やりに使うなど、節水できる仕組を工夫します。
- 太陽熱温水器や太陽光発電など、自然エネルギー利用設備の導入を検討します。
- 地元の木材を活用して、住環境をうるおす工夫を進めます。
- まきストーブ等の採用を検討してみます。

2) 景観との調和に関わるもの

- 周囲の景観に配慮した、材質、デザインを採用します。
- 庭木や生け垣、花壇などの花や緑をできるだけ取り入れます。

3) 生活排水対策に関わるもの

- 公共下水道が整備された地域では下水道に接続します。
- 公共下水道地域外では、合併処理浄化槽を整備し、適正に維持管理します。

4) その他

- 国の環境関連補助制度等を有効に活用します。
- シックハウス*対策を考慮し、換気と使用材料に配慮します。

第5部

資料編

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

【家の周辺では…】

1) 生き物に関わるもの

- 身近な地域の生き物に関心を持ち、大切にします。
- 野生生物とペットの違いを認識し、人と動物の係わり方を学びます。

2) 地域美化に関わるもの

- 地域のごみステーションはきれいにします。
- 道路や公共の広場などに空き缶や紙くずなどを捨てたりしないようにします。
- ポイ捨てを見かけたら、他人の子どもでも注意するなど、環境教育に努めます。
- 散歩中のペットのフンはきちんと処理します。
- 市や地域単位で行われる清掃活動や環境保全活動に参加します。

3) ごみ減量に関わるもの

- まだ使える不要品は、フリーマーケットやバザーなど、再利用に努めます。

4) その他

- 地域の文化財等について理解を深めます。
- 環境に関する講演会、学習会等に参加します。

(2) 出かけるときにできる環境配慮

【車では…】

1) 省エネルギーに関わるもの

- 自家用車よりもバスや電車、近くなら自転車や徒歩で出かけます。
- 車の運転時は急発進、急加速、空ぶかしは避けます。
- 短時間の駐停車時にもエンジンを止めます。
- 車には無駄な荷物などは積まないようにします。
- 交通渋滞や事故を招く路上駐車はやめます。
- 車を購入するときは、低燃費車、低公害車を選択します。

2) 地域美化に関わるもの

- タバコや空き缶のポイ捨てなどはやめます。

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

資
料
編

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

第1部

【買い物では…】

1) ごみの発生抑制に関わるもの

- マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。
- 過剰な包装は断ります。
- 必要なものだけを買います。
- 割り箸やスプーンなどで、必要のないものは受け取らないようにします。
- 丈夫で長持ちするものを買います。
- 食品などは、ばら売り、裸売りの商品を買うよう心がけます。
- 使い捨ての商品は、なるべく買わないようにします。

第2部

2) リユース、リサイクルに関わるもの

- 詰め替えができる商品を買います。
- エコマーク商品など、環境にやさしい商品を買います。
- 店頭でのペットボトル、アルミ缶等のリサイクルに協力します。
- テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、パソコン等は、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」や「資源の有効な利用の促進に関する法律」に従い、リサイクルします。

第3部

第4部

第5部

資料編

3) 省エネルギーに関わるもの

- 電気製品は、できるだけ省エネルギータイプの製品を選びます。

(3) 市民団体等の環境配慮

【得意分野、専門分野を活かす…】

- 河川での自然観察会、歴史案内、エコライフ講習会等、団体ごとに得意分野、専門分野を活かし、普及啓発活動に取り組みます。
- 独自の団体活動、調査等を継続し、知り得た新しい環境知識等をふるさとのために役立てます。

【団体間のネットワークを活かす…】

- 団体活動で得た知識をもとに、地域のリーダーとして環境保全活動の推進に協力します。
- 地域の環境イベントの企画、運営に協力します。
- インターネットやマスメディアを活用して情報の収集、共有化を推進します。

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

2 事業者

(1) 基本的な環境配慮事項

事務所での環境行動指針は、業種や業態によって実際の環境負荷は異なります。
ここでは各種事業所にできるだけ共通となる事項を抽出して示しています。

【省エネルギーを徹底します。】

1) 法令の遵守に関わるもの

- 「省エネルギー法」等の法規制を遵守します。

2) 設備の導入に関わるもの

- オフィス機器の購入の際には、省エネルギー型製品を選びます。
- 新エネルギーの積極的な導入など、効率的なエネルギー利用に努めます。

3) 省エネ行動の推進に関わるもの

- エアコンの設定温度は控えめ（冷房時 28℃以上、暖房時 20℃以下を目安）に設定します。
- エアコンのフィルターや換気扇は、こまめに掃除します。
- 外気の取り込み、ブラインドやカーテンの調節により室温の調整を行い、冷暖房を控えます。
- 照明はこまめに切り、センサーの活用や部分的な照明利用等により工夫します。
- 電気機器はこまめに電源を切り、待機電力を消費する機器は、主電源を切るかコンセントからプラグを抜きます。

【省資源やグリーン購入*を徹底します。】

1) 法令の遵守に関わるもの

- 「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」等の法規制を遵守します。

2) ごみの排出抑制に関わるもの

- 分別回収ボックスを設置する等、分別を徹底します。
- 使い捨て製品の使用や購入を控えます。

3) リユース、リサイクルに関わるもの

- 廃棄物の減量化を図るとともに、リサイクルに努めます。
- コピー用紙などの紙類は、再生紙を使用します。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

第1部

- 節水、コピー用紙の裏面使用、封筒の再利用などを心がけ、資源の有効利用を進めます。
- 修理できるものは修理して、できるだけ長く使用します。
- エコマークやグリーンマークのついた製品や、再生可能な材料で製造された製品などを購入（グリーン購入）します。

第2部

4) 適正処理に関わるもの

- 産業廃棄物の処理は、環境への負荷を少なくするために適正に処理し、管理を徹底します

第3部

【地域の環境に貢献します。】

1) 自動車利用の削減に関わるもの

- マイカー通勤の自粛や相乗りを呼びかけます。
- できるだけ公共交通機関等による移動を心がけます。

第4部

2) 省エネ運転に関わるもの

- 不要なアイドリングをやめるなど、省エネ運転を実行します。
- 社用車は安全運転に努めるとともに、燃費向上や環境負荷の低減のため点検・整備を十分に行います。
- 社用車は低公害車や低燃費車などの導入に努めます。

第5部

3) 地域の生活環境に関わるもの

- 事業活動が地域環境（騒音、悪臭、振動、日照障害、電波障害、光害）に影響していないか配慮します。
- 施設の建設等に際しては、周辺の景観や環境に配慮します。
- 敷地内の緑化・植栽を充実させます。

資料編

4) その他

- 市民の環境保全への取組や行政の環境保全施策に、積極的に参加・協力します。

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

(2) 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）

「(1) 基本的な環境配慮事項」において示した環境配慮事項は、業種や業態等によって異なるため、事業所ごとに環境配慮の方針を示すのが望ましいといえます。その際、ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムに基づき、継続的に取り組むことが効果的です。

【環境マネジメントシステム等 により計画的に環境配慮を推進します。】

- 環境マネジメントシステム（ISO14001 等）の構築に取り組みます。
- 環境報告書（レポート等）により、環境保全への取組について、消費者への情報公開を進めます。
- 従業員の環境保全意識の高揚を図ります。
- 製品の開発設計においては環境負荷分析（LCA：Life Cycle Assessment）を実施し、製品が環境に与える影響の低減と廃棄物の減量に努めます。

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

資
料
編

第4部 市民、事業者、行政の行動方針

第1部

3 行政

(1) 基本的な環境配慮事項

行政も、他の事業者と同様に、資源やエネルギーの消費、廃棄物の排出等、環境に大きな影響を及ぼしています。そのため、市民や事業者には率先して環境に配慮した行動をとることが必要です。

そこで、本市自らが市民や事業者として環境へ配慮した行動に取り組んでいくための、基本的な事項を以下に示します。

第2部

【市民、事業者の取組を支援します。】

- 市民や事業者に対して多様な環境情報を収集・整理し、提供します。
- 市民や事業者の取組に対して、環境整備や支援を行います。

第3部

【各種施策、事業を推進します。】

- 第3部で示した様々な施策、事業を推進するとともに、各種事業を推進するに際して、環境への影響の回避、低減等に努めます。
- 各種施策や事業等を推進するにあたっては、できるだけ市民の声を反映しながら進めるように努めます。

第4部

第5部

【行政自らが率先して実行します。】

- 職員一人一人が市民として、環境への配慮に対する自己啓発に努めます。
- 市役所自らが事業者として、環境への配慮事項の率先実行に取り組みます。
- 各種ボランティアや、地域住民活動に市職員が積極的に参加します。
- 国や県等との連携を強め、環境保全に努めます。

資料編

(2) 「第3期佐伯市地球温暖化対策実行計画」

「第3期佐伯市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市内のエネルギー使用量削減、一般廃棄物焼却量の削減等により、平成33年度（2021年度）までの間に、平成27年度比で温室効果ガスを11%（4,994 t CO₂）削減することを、職員一人一人の努力により目指します。

第4部 市民、事業者、行政の行動指針

第2章 開発事業に係る環境配慮

環境アセスメント

県では、「環境影響評価法」、「大分県環境影響評価条例」及び県が実施主体となる開発事業等について、自主的な環境配慮を行うための「大分県環境配慮推進要綱」に基づき、事前に環境に与える影響を調査、予測及び評価に関する科学的知見を踏まえた厳正な審査を行っています。また、関係する地域住民や市町村、専門家等の意見に基づき、事業者等に対して環境への配慮を徹底させるなど、「環境影響評価制度」の適切な運用に努めています。

本市においても、これらの制度にしたがって環境アセスメントを実施し、環境に配慮するよう普及、啓発に努めます。

■「大分県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線 7.5km 以上	—
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設	200t/日以上	—
し尿処理施設の建設	100kl/日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha 以上	5ha 以上 25ha 未満
3 工場等の建設	排ガス量 10 万 Nm ³ /h 以上 排出水量 1 万 m ³ /日以上	—
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha 以上	20ha 以上 40ha 未満
5 流通業務団地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
6 住宅用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
7 工場用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha 以上	10ha 以上 50ha 未満
10 その他の土地開発事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
11 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積 150ha 以上
------	--------------------

第1種対象事業：大規模な事業であって、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

資料：大分県環境白書

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

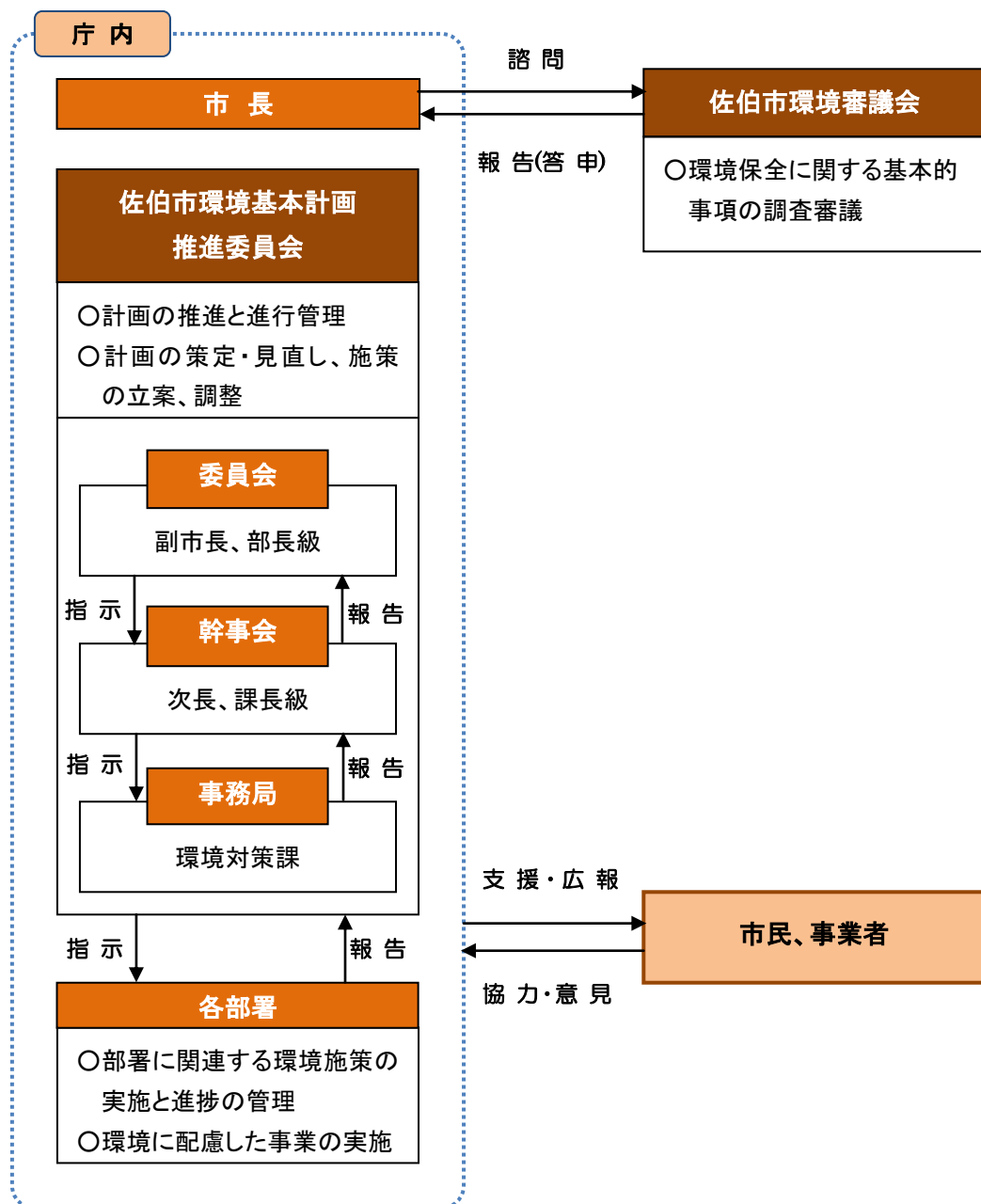
第5部 計画の総合的推進

第1部

1 計画の推進体制と役割

(1) 計画の推進体制

「佐伯市環境基本計画」の推進は、市民、事業者、佐伯市環境審議会及び庁内組織（佐伯市環境基本計画推進委員会）等が連携して、下図のような体制で、着実な展開を図ります。



第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第5部 計画の総合的推進

(2) 計画の主体の役割

本計画の望ましい環境像を実現するためには、環境保全に取り組む、市民、事業者、行政は、日常生活や事業活動が環境に及ぼす影響を理解し、適切な役割分担のもと、お互いの立場を尊重しながら、協働して環境保全活動に自主的に取り組むことが大切です。

1) 市民の役割

市民は、日常生活があらゆる形で環境に負荷を与えている事を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者や行政などが行う環境の保全及び創造に関する取組に積極的に協力及び参画します。

2) 事業者の役割

事業者は、事業活動が環境へ負荷を与えている事を認識し、温室効果ガス排出量抑制等、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら積極的に取組、地域の構成員として、市民や行政が実施する環境の保全及び創造に関する取組に積極的に協力します。

3) 行政の役割

本市は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、自らの事務、事業に伴う環境への負荷の低減に努め、市民や事業者が行う環境保全及び創造に関する自発的な取組に対しては、助成、支援を行い、広域的な取組が必要である場合は、国、県、近隣自治体と協力して、その推進に努めます。

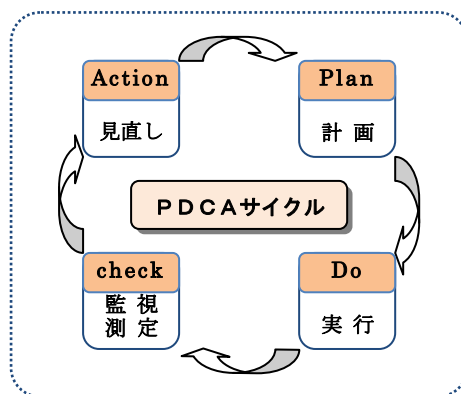
第5部 計画の総合的推進

第1部

2 進行管理のしくみ

環境マネジメントシステムによる管理

「佐伯市環境基本計画」の総合的なマネジメントのためには、計画の内容を継続的に進行管理することが必要です。進行管理としては、本市ではすでに環境マネジメントシステムで **PDCA***サイクルを導入しています。これは、計画、実行、監視・測定、見直し、そしてまた計画へ移っていく経営的サイクルです。そこで本計画の進行管理についても基本的には次のような PDCA サイクルで進行管理を行います。



第2部

第3部

第4部

計画（Plan）

「佐伯市環境基本計画」を着実に実行するため、本計画に基づく施策の進捗状況及び目標の達成状況等を取りまとめた、「佐伯市環境基本計画実行計画」を策定しています。

第5部

実行（Do）

各部署において、市民や事業者の協力を得ながら施策・事業を実施し、環境対策課においては情報の提供等により、推進を支援します。

資料編

監視・測定（Check）

各部署において実施した施策・事業の進捗を管理するとともに、佐伯市環境基本計画推進委員会において進行状況を取りまとめ、佐伯市環境審議会にて報告します。年次報告書として「さいき903エコレポート（佐伯市環境白書）」を市の公式ホームページに掲載し、公表します。

見直し（Action）

本計画の見直しは、5年ごとに佐伯市環境基本計画推進委員会を中心として検討します。見直しにあたっては、市民や事業者の意見を聴くとともに、佐伯市環境審議会に対し諮問し、報告（答申）を受けて行います。また、国内外の環境問題や社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

資 料 編



- 1 計画策定の経緯・・・（１）
- 2 用語の解説・・・・・・（３）

1 計画策定の経緯

平成 29 年 1 月 17 日

平成 28 年度 第 1 回佐伯市環境基本計画推進委員会を開催

- ・第 2 次佐伯市環境基本計画策定方針（計画策定の理由・考え方、スケジュール等について定めたもの）について承認

平成 29 年 2 月 9 日

平成 28 年度 第 1 回佐伯市環境審議会を開催

- ・佐伯市環境基本計画策定方針について説明

平成 29 年 4 月 24 日～6 月 10 日

市民・事業者アンケート調査を実施

- ・20 歳以上の市民 2,000 人に郵送により配布、回収（回収率：35.4% 前回：37.5%）
- ・市内の 200 事業所に郵送により配布、回収（回収率：50.0% 前回：43.5%）

平成 29 年 4 月

小中学生・高校生アンケート調査を実施

- ・市内の小学生（11 校：218 人）、中学生（8 校：190 人）に佐伯市教育委員会学校教育課より学校を通じて配布、回収
- ・市内の高校生（県立 2 校、私立 1 校、計 122 人）に環境対策課より学校を通じて配布、回収

平成 29 年 10 月 23 日

平成 29 年度 第 1 回佐伯市環境基本計画推進委員会幹事会を開催

- ・第 2 次佐伯市環境基本計画の重点施策について決定

平成 29 年 12 月 25 日

平成 29 年度 第 2 回佐伯市環境基本計画推進委員会幹事会を開催

- ・第 2 次佐伯市環境基本計画策定原案の（案）について審議

平成 30 年 1 月 25 日

平成 29 年度 第 1 回佐伯市環境基本計画推進委員会を開催

- ・第 2 次佐伯市環境基本計画策定原案の（案）について審議・承認

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

資
料
編

これからの経過を掲載します。

2 用語の解説

あ 行

ISO14001（アイエスオー14001） P57

ISO（国際標準化機構）が出した環境マネジメントシステム規格である。認証登録制度となっている。このシステム規格は、継続的な環境改善を図ることをめざす。登録申請に際しては、経営者の決意表明に始まり、環境理念と環境方針で目的や目標を定める。それを達成するために環境保全計画を立て、環境マネジメントシステムを構築して運用する。そして、システムの内部監査を実施し、計画の見直しをすることを義務づけ、向上を図る。

アイデンティティ P71

独自性を保ち続けること。

「空家特措法」 P34

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定める

うちエコ診断 P46

各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施することにより効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくための制度。

エコアクション21 P57

事業者が、環境への取組を効果的・効率的に行い、公表するための方法について環境省が策定したガイドライン。また、その取組を行う事業者を承認・登録する制度。

エコファーマー P18

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名で、平成12年8月の「全国環境保全型農業推進会議」に寄せられた応募の中から選ばれたもの。

エコマイスター P37

地区、学校、事業所その他の市民団体等が主催する環境学習等の場に派遣する、環境問題又は環境に関する知識、経験等を有したもの。

ESCO（エスコ） P46

工場やビルのそれまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を 保証する事業のこと。ESCOの経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることも特徴となっている。

NPO（エヌピーオー） P10

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。

第1部

おおいたうつくし作戦 P 57

県民総参加型の取組であるごみゼロおおいた作戦の成果を生かし、地域活性化型にステップアップさせた作戦。うつくしの「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）、「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）、「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風）、「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表す。

第2部

大分県環境白書 P 21

「大分県環境基本条例」第10条の規定に基づき、大分県における環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等に関する年次報告書。

第3部

オゾン層 P 3

地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾンが豊富な層のこと。オゾンは酸素原子3個からなる気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収している。

第4部

温室効果ガス P 6

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められた。

第5部

資料編

には毒をもっている場合など、直接人間に害を与えることにもなる。

夏緑樹林 P 69

温暖な夏に緑葉をつけて活動し、寒冷な冬に落葉する森林。

環境アセスメント P 4

環境影響評価ともいう。人間が健康な生活を営むに必要な環境に影響を与える計画や行為（たとえば海岸埋立工事、都市開発計画）を考えるに際し、各種の代替案を考え、それらが環境に及ぼす影響を予測・評価して比較検討すること。環境影響評価の前提として、地域の地質、水文、植生その他の生態的特性を調査し評価することを環境評価と呼ぶこともある。

環境基準 P 20

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」第16条に定義されている。

環境保全型農業 P 18

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称である。

か 行

外来生物 P 9

もともとその地域に生息していなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のこと。外来生物は生態系を脅かすとともに、農業、林業、水産業などにも影響を与え、さら

環境マネジメントシステム P 4

環境マネジメントとは、事業者が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、環境保全に関する方針、目

標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステムと呼ぶ。

キエーロ

P28

土の力で生ごみを分解する生ごみ処理器。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

P43

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により昭和63年11月に設けられた国連の組織のひとつ。

キャンドルナイト

P57

省エネと節電意識を高めるため、「夏至の日」と「七夕の日」の夜に不要な電気を消す取組。平成16年度から実施しており、平成21年度からは、冬期にも取組んでいる。

急峻

P69

高い山が幾重にも重なっているさま。

「京都議定書」

P48

平成9年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、平成20年～平成24年における温室効果ガスの排出を平成2年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

クールチョイス

P80

日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、

エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」。

グリーン購入

P87

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、価格や品質、デザイン性だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

「景観法」

P34

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律（国土交通省所管、環境省等共管）。日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月に制定（施行は12月）された。

県民一斉おおいたうつくし大行動

P57

美しく快適な大分県づくり条例に規定する民「環境美化の日」やその他特定の日を定めて、県総参加での清掃活動や植栽などに取り組むもの。

光化学オキシダント

P20

自動車や工場から排出された窒素酸化物などの汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして生成される。これらの物質を総称して「光化学オキシダント」と呼ぶ。夏など日射量が強く、高温・無風などの条件が重なったとき、光化学オキシダントの濃度が局所的に高くなった状態を、光化学スモッグと呼ぶ。光化学オキシダントは高濃度だと目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害を引き起こす。

こどもエコクラブ

P52

子どもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取組、将来へわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から全国の小中学生に呼びかけて募集登録している「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境活動」を行うクラブこと。各クラブは、小中学生数人～20人程度で構成され、大人（保護者等）がサポートして助言・連絡を行う。

さ行

再生可能エネルギー

P77

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

里地・里山

P9

都市と奥山の中間に位置し、農林業者など人の手で管理されてきた地域。集落とその周囲の森林（二次林）、農地、ため池、草地などで構成される。動植物の繁殖地や希少生物のすみかの役割も果たす

自然公園

P13

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として利用の増進を図ることを目的に、「自然公園法」や「都道府県条例」に基づいて指定された公園。国立公園、国定公園及

び都道府県立自然公園がある。県内には、国立公園2ヶ所、国定公園3ヶ所、県立自然公園5ヶ所。

シックハウス

P84

化学物質による室内空気汚染が原因と考えられる皮膚・粘膜刺激症状などの健康障害を一般にシックハウス症候群と呼ぶ。

主伐

P63

一定の林齢に達した立木を用材等として販売するために伐採すること。一度に全面積を伐採する「皆伐」と、何度かに分けて抜き伐りする「択伐」とがある。

照葉樹林

P69

常緑広葉樹が優占種である森林。雨量が夏季多く冬季少い地域に発達する。優占種の葉は厚く、表面にクチクラの層をもち光沢がある。芽は鱗片、毛、ろう質により冬の寒さと乾燥から保護される。（ツバキ、サザンカ、モチノキ、ヤツデ、アオキ）などがある。

循環型社会

P6

廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再利用）を推進し、また適正に処理することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来る限り低減される社会のこと。

親水

P14

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めること。

水源涵養

P13

自然に水がしみこむように徐々に養い育てること。森林が水資源を蓄え、育み、守る働き。

スラグ

P 60

鉱石から金属を製錬する際などに、冶金対象である金属から熔融によって分離した鉱石母岩の鉱物成分などを含む物質をいう。

3 R（スリーアール）

P 4

「リデュース」「リユース」「リサイクル」の優先順位で廃棄物の削減に努め、循環型社会を形成するためのキーワード。「Reduce（リデュース＝ごみの発生抑制）」「Reuse（リユース＝再使用）」「Recycle（リサイクル＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

生態系

P 13

ある地域に生息・生育する生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（微生物）からなる生物群集とそれを取り巻く大気、水、土、光などの無機的環境を合わせた一つの機能系。地域全体を一つの生態系と見なすこともある。

尖峰

P 69

槍の穂先のようにとがった峰。

ゾーニング

P 70

複数の取り組みが重なり合わないよう配慮すること。

た 行

多面的機能支払交付金

P 35

水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金である。

地域コミュニティ

P 73

地域住民が生活している場所、すなわち消費、

生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地球温暖化防止活動推進員

P 46

地域における地球温暖化の原因及び地球温暖化防止に関する知識の普及や温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む運動員。地球温暖化対策に関する法律に基づき、都道府県知事が委嘱する。

中山間地域直接支払制度

P 35

農業生産条件の不利な中山間地域に対して、平地との生産コストの差額を農家に対して補填することにより耕作放棄の発生や離農を防ぎ、農業の持つ多面的国土保全機能を継続的に維持していくことを目的として、我が国農政史上初の試みとして平成12年度から開始された。

島しょ

P 16

大小さまざまな島のこと。

都市計画区域

P 31

市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。県が「都市計画法」に基づき指定する。区域が指定されると都市計画が策定される。

な 行

NEDO（ネド）

P 46

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の略称。新エネルギーおよび省エネルギー技術開発と、実証試験、導入助成の導入普及

業務等を行う。

は 行

バイオマス

P3

バイオマスとは、もともと生物（bio）の量（mass）のことであるが、今日では再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による活用（発電等）が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

廃棄物発電

P44

廃棄物を処理する際に生じる熱エネルギーを利用して発電すること。可燃ごみを焼却した時の排熱を利用するものや、生ごみ・家畜糞尿等を発酵させて発生するメタンガスを利用する方法などがある。

バッファー

P70

緩衝材

PM2.5（微小粒子状物質）

P3

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1m の千分の1）以下の小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積

場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

ビオトープ

P51

多様な生物の生息・生育する最小限の地理学的単位であり、生物群集の生活空間の一つのユニット（単位）とする概念と整理することができる。生物学では、「特定の生物群集が生存できるように特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている

「PRTR法」（ピーアールティーアール）

P24

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に1999年に制定された。法では、情報の届出・集計・公表などにつき定め、県を経由して国に収集、集計された事業者の届出データは、その他の発生源からの排出量と併せて公表される。

PDCA（ピーディーシーエー）

P94

PDCAとは、「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検）」「Action（是正処置）」のイニシャルをとったものであり、事業活動のサイクルのこと。つまり、事業を行う際にまず計画（Plan）を立て、それを実施（Do）し、計画内容通りに実行されたかどうか、点検（Check）、問題や改善点などがあれば、是正処置を（Action）行うという一連の流れのことである。ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムでは必ずこの流れに沿っていることが求められる。

フードマイレージ

P54

フードマイレージは、輸入食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。フードマイレージが大きければ大きいほど、環境に負荷を与えていることになる。

を回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。また、廃棄物焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用することをサーマルリサイクルという。

浮遊粒子状物質

P20

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。「環境基本法」（平成5年）に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義している（ $1\mu\text{m}$ （マイクロメートル）は、0.001ミリメートル）。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

メタル

P60

「金属」「合金」などを意味する単語である。

モニタリングポスト

P20

大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置。

藻場

P14

海藻または海草が密生し、それがある程度広がりをもっているところ。水生動物の産卵場、育成場、育生場として重要な意味を持つ。

フロン

P10

フロンは、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン層を分解することがわかってきた。これがいわゆるオゾン層の破壊である。オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのことを特定フロンという。

や 行

ユネスコエコパーク

P1

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves（生物圏保存地域）」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。平成29年6月現在、120カ国669地域、うち国内では9地域が登録されている。

閉鎖性海域

P23

周囲を陸地に囲まれた内湾・内海。

ま 行

マテリアルリサイクル

P60

ごみを原料として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなど

ら 行

Recycle（リサイクル）

P25

第1部

不要品や廃棄物を原材料の段階に戻して、別の製品を作る活動のこと。

R e d u s e（リデュース） P25

廃棄物の発生そのものを抑制する活動こと。一般的にリユース、リサイクルよりも優先される活動として位置付けられている。

第2部

R e u s e（リユース） P25

使用を終えた製品を、基本的な形を変えずに、再利用する活動こと。たとえば、中古品の使用など。

第3部

レッドデータブックおおいた 2011 P11

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、大分県版のもの。

第4部

第5部

資料編